第五次 地域福祉活動計画

誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした
つながりのある福祉のまちづくり

平成２６年度～平成３０年度

社会福祉法人
館林市社会福祉協議会

はじめに

いまだ社会経済情勢が不安定の中、東日本大震災後の原発事故による影響も新たに加わり、災害や生活・健康不安が私たちの住むまちにもさまざまな課題をもたらしています。また、福祉を取り巻く環境は日々変化し、地域における課題は複雑・多様化するとともに、潜在化しており、地域福祉の推進にあたっては、これらの問題点を的確にとらえ多岐にわたる福祉サービスの提供が求められています。

このような中、本会におきましては、いま地域住民が何を求めているのか、そして私たちは何をすべきかを十分に把握し、「誰もが安心して暮らすことができる 地域に根ざした つながりのある福祉のまちづくり」の実現と、複雑・多様化する福祉課題や社会情勢の変化に即応できるような体制整備を推進していきます。そのために、平成２１年７月策定した「第四次　地域福祉活動計画」の評価を踏まえ、また市で策定している「第二次　館林市地域福祉計画」の実現を目指し、平成２６年度から平成３０年度の５か年間の「第五次 地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画は、地域の福祉課題解決のために、「地域住民」、「社会福祉協議会」、「行政」がそれぞれの役割を認識し、みんなが協働して地域福祉を推進する内容になっています。

これからの地域福祉は、地域住民相互の支え合いや行政の施策、ＮＰＯ・ボランティアなどのサービスを上手に組み合わせていくことが必要になります。本会としましても、地域住民や行政などと一緒に、一歩ずつ着実に地域福祉を推進してまいりたいと思っておりますので、ご支援ご協力をお願い申しあげます。

結びにあたり、この計画策定にご協力くださいました多くの市民の皆さまをはじめ、計画の立案に携わっていただきました本会「企画委員会」の皆さまに深く感謝申し上げます。

平成２６年３月

社会福祉法人　館林市社会福祉協議会

会　長　佐々木祐昌

目 次

Ⅰ　総論

第１章　第五次 地域福祉活動計画策定にあたり

１．地域福祉とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２．地域福祉の動向と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３．地域福祉活動計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４．計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

５．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

６．計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第２章　館林市の現状

１．人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

２．高齢者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

３．障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

４．子どもの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

５．生活保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

６．母子父子家庭の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第３章　第四次 地域福祉活動計画の取り組みと評価

１．第四次地域福祉活動計画の取り組み・・・・・・・・・・・・・・１０

２．第四次地域福祉活動計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・１０

Ⅱ　基本構想

第４章　地域福祉の未来像

１．基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

２．体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

Ⅲ　基本計画

第５章　基本計画

１．つながる地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

２．支え合える人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

３．元気な地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

４．地域を支える基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

５．組織の整備・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

Ⅳ　活動計画

第６章　活動計画

１．現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

２．実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

Ⅴ　資料編

１．第五次地域福祉活動計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・３３

２．企画委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

３．企画委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

４．住民懇談会結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

５．アンケート調査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

６．事業経歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６

Ⅰ 総論

第1章　第五次 地域福祉活動計画策定にあたり

１．地域福祉とは

私たちが住んでいる地域には、一人暮らしのお年寄りや障がいのある人、子育て中の親など、何らかの支えを必要としている人が少なくありません。「地域福祉」とは、そのような支えを必要としている人やその家族も含めて、その地域に生活しているすべての人が、助け合い、支え合いながら、安心した充実した生活を送ることができるような地域を育てていくことです。

「地域福祉」を進めていくためには、在宅での暮らしを支える介護サービスなどの公的なサービスを充実していくことだけでなく、地域に住む人々が、当事者として地域の問題について、ともに考え、語り合い、そして協力しあうなどの交流活動やボランティア活動を盛んにすることなどがとても大切です。

一般に福祉というと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いのではないでしょうか。それは、こうした対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたからです。

しかし、地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

地域福祉の推進フローチャート

地域で安心して暮らし続けるためには、住民自らが主体的に地域づくりに携わることが重要ですが、複雑化した地域課題に対応するためには、地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決する仕組みが必要です。

また、困難事例の場合は、より専門的・横断的なネットワークが必要であり、制度に縛れない柔軟な仕組みが必要です。

＜館林市における地域福祉の推進イメージ＞

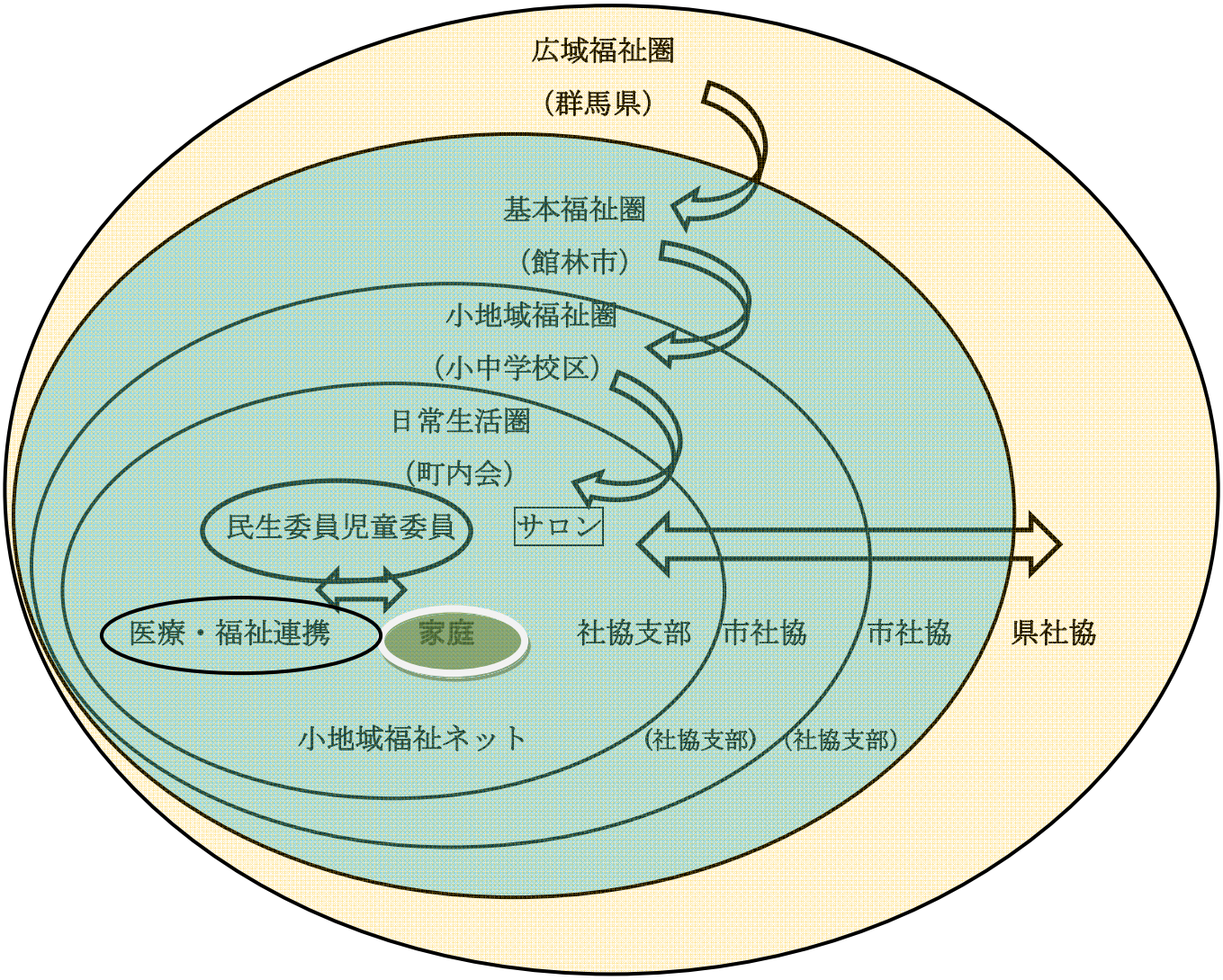

※支部－市内を９地区に区分けした単位（９支部）

※社協－社会福祉協議会の略称

２．地域福祉の動向と背景

少子高齢化、核家族化が急速に進み、さらには個人の価値観が多様化することにより、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり、住民が共に支え合い、助け合うという社会的なつながりも希薄になってきています。

さらに、成長型社会の時代は終わり、地域における生活環境にも様々な影響を及ぼし、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。また、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

こうした社会状況の背景には、それぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながら他の人や行政などに過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力して、協働できる地域社会をつくるということが前提となっています。

住民がお互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことの意義が大きくなっているとともに、新しい時代に対応できる社会システム、福祉システムが求められるようになってきました。

３．地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進を計画的に図るため、社会福祉協議会の呼びかけのもと、地域住民の皆さまをはじめ、地域において福祉活動を行う関係者等が相互に協力して策定する行動計画です。

本会の事務事業は、平成２１年７月に策定した「第四次 地域福祉活動計画」を基本として実施、展開しております。今後も変化する社会情勢や福祉を取り巻く環境の変化に対応し、さらに地域福祉を推進するため、行政・住民・地域の団体など様々な関係者・関係機関と連携し「第五次 地域福祉活動計画」を策定いたします。

4．計画の位置づけ

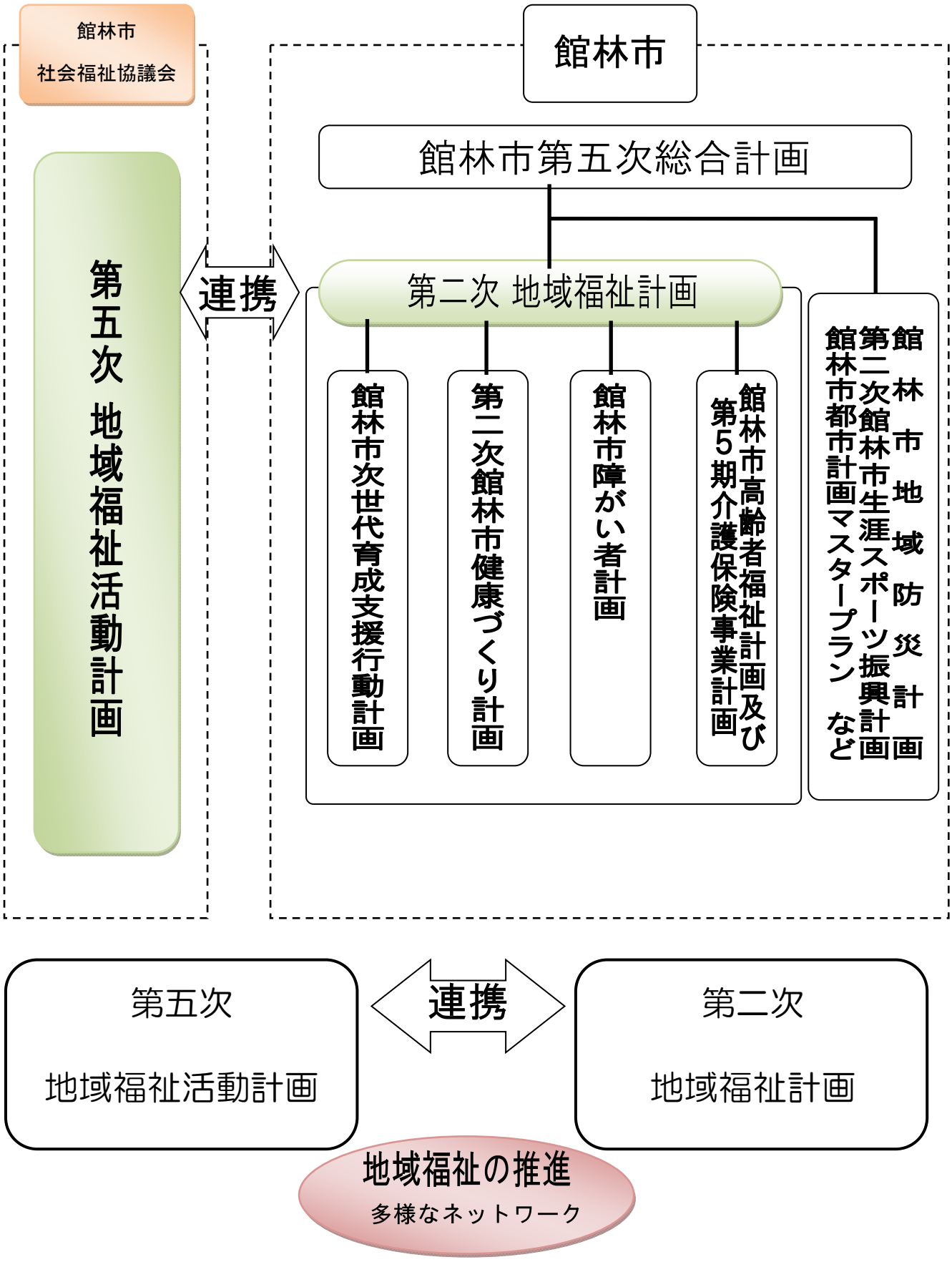
館林市
社会福祉協議会
館林市
館林市第五次総合計画
第五次 地域福祉活動計画
連携
第二次 地域福祉計画
館林市次世代育成支援行動計画
第二次館林市健康づくり計画
館林市障がい者計画
館林市高齢者福祉計画及び第５期介護保険事業計画
館林市地域防災計画
第二次館林市生涯スポーツ振興計画
館林市都市計画マスタープラン など
第五次
地域福祉活動計画
連携
第二次
地域福祉計画
地域福祉の推進
多様なネットワーク

5．計画の期間

本計画の期間は、平成２６年度から平成３０年度までの５年間とします。

ただし、期間の途中であっても、社会状況の変化や計画の進捗状況に応じて、必要な見直しを行っていきます。

平成26年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
館林市社会福祉協議会 第五次 地域福祉活動計画				

6．計画の進行管理

本計画は、５年間にわたる計画であり、地域福祉をめぐる社会状況の変化や福祉関係施策に対する国及び県の方針等に柔軟に対応しつつ、地域の実情を踏まえた現実的、着実な取り組みを進めていきます。

そのため、進行管理として各年度別の計画の実績の進捗状況の把握、事業の評価及び見直しを行うことにより、着実に計画を進めていきます。

第2章　館林市の現状

1．人口の状況

■館林市統計書【平成 24 年版】より抜粋

	（平成 24 年 4 月 1 日）	（平成 20 年 4 月 1 日）
人　口	77,600 人	78,468 人
男	38,929 人	39,236 人
女	38,671 人	39,232 人
世帯数	30,784 世帯	29,828 世帯

■地区別世帯数

	（平成 24 年）		（平成 20 年）	
地区名	世帯数	人　口	世帯数	人　口
館　林	6,806	16,120	6,609	16,321
郷　谷	1,626	4,394	1,562	4,365
大　島	832	2,477	828	2,648
赤　羽	2,399	6,657	2,272	6,591
六　郷	10,073	24,499	9,766	24,768
三野谷	1,151	3,325	1,138	3,460
多々良	6,258	15,736	6,079	15,863
渡　瀬	1,639	4,392	1,574	4,452
合　計	30,784	77,600	29,828	78,468

2．高齢者の状況

	（平成 24 年 4 月 1 日）	（平成 20 年 4 月 1 日）
■65 歳以上高齢者	18,013 人	16,295 人
男	7,840 人	7,014 人
女	10,173 人	9,281 人
■一人暮らし高齢者	1,997 人	1,510 人
男	563 人	376 人
女	1,434 人	1,134 人

3．障がい者の状況

	（平成 24 年 4 月 1 日）	（平成 20 年 4 月 1 日）
■療育手帳交付者	446 人	417 人
・知的重度	157 人	155 人
・中度・軽度	289 人	262 人
	（※平成 24 年 3 月 31 日）	（※平成 20 年 3 月 31 日）
■精神障害者保健福祉手帳交付者	351 人	242 人
・1 級	142 人	115 人
・2 級	169 人	100 人
・3 級	40 人	27 人
	（平成 24 年 4 月 1 日）	（平成 20 年 4 月 1 日）
■身体障害者（児）手帳交付者	2,326 人	2,168 人
・視覚	161 人	156 人
・聴覚、平衡	179 人	164 人
・音声、言語	30 人	31 人
・肢体不自由	1,296 人	1,238 人

4．子どもの状況

	（平成 24 年 4 月 1 日）	（平成 20 年 4 月 1 日）
■年少人口	10,685 人	11,379 人
男	5,577 人	5,887 人
女	5,108 人	5,492 人
0～4 歳	3,228 人	3,477 人
5～9 歳	3,558 人	3,935 人
10～14 歳	3,899 人	3,967 人

5．生活保護の状況

	（平成 23 年度内延数）	（平成 19 年度延数）
■保護人員（実人員）	6,815 人	4,267 人
■扶助別人員	18,811 人	11,700 人
・生活扶助	6,050 人	3,817 人
・住宅扶助	5,288 人	3,278 人
・教育扶助	513 人	360 人
・介護扶助	960 人	592 人
・医療扶助（入　院）	400 人	506 人
（入院外）	5,413 人	3,031 人
・出産扶助	1 人	1 人
・葬祭扶助	4 人	2 人
・生業扶助	182 人	113 人

6．母子父子家庭の状況

		（平成 22 年国勢調査）	（平成 18 年国勢調査）
■女親と子どもからなる人員		5,786 人	5,256 人
同　上	世帯数	2,420 世帯	2,177 世帯
■男親と子どもからなる人員		1,140 人	956 人
同　上	世帯数	490 世帯	415 世帯

第3章 第四次 地域福祉活動計画の取り組みと評価

１．第四次 地域福祉活動計画の取り組み

第四次地域福祉活動計画（平成２１年７月策定）では、地域住民や社協支部、本会が一体となり、「市民が家庭や地域において人として尊厳をもってその人らしい自立した生活ができる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、「地域自立生活支援の推進」、「地域活動への支援」、「ボランティア活動・市民活動への支援」、「組織事務局体制の整備」の４つの視点を基本にしつつ、子どもや子育て世代、高齢者や障がい者が自立・安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進のために、地域住民や社協支部、区長、民生委員児童委員、ボランティア、関係機関・団体等と連携しながら地域福祉を推進してきました。

また、この５年間で社会福祉関係制度の改正や地域福祉を取り巻く環境の変化により、対応できない課題もありましたが、段階を踏みながら少しずつ事業を進めてきました。

２．第四次 地域福祉活動計画の評価

第五次地域福祉活動計画策定に伴う第四次地域福祉活動計画の評価は、担当部署による自己評価を行い、さらに企画委員会においても５９項目の事業に対して、評価を行い、その中でも、特に今後重点的に取り組む方向性として、４つの項目の内容について、積極的に取り組みます。

① 地域自立生活支援の推進

・心配ごと相談事業　・通所介護事業
・障がい者に対する居宅介護事業等　・「た～てん」親子サロン

② 地域活動への支援

・社協支部の組織強化　・社協支部の活動内容の充実

③ ボランティア活動・市民活動への支援

・ボランティアセンター運営委員会の充実　・福祉協力校及び継続校の活動支援

④ 組織事務局体制整備

・事務局内研修　・社協会費の継続　・「社協だより」の充実　・ホームページの充実

Ⅱ基本構想

第4章　地域福祉の未来像

1．基本理念

地域福祉の目的は、地域の全ての人々が、年齢や障がいの有無など関わりなく、住み慣れた地域で誰もが自立し、安心・安全に暮らすことができるような社会を実現することです。

また、安心して次世代を担う子どもを産み・育児をサポートして行く福祉社会を実現しようとする取り組みでもあります。

地域福祉の理念の一つには、一人ひとりの尊厳を最大限に尊重し、地域社会の中でその人らしい暮らしができるような社会を築くことも含まれます。

地域福祉の目的を実現するためには、福祉サービスを利用しやすく、充実するだけでなく、地域住民はもとより、社会福祉事業者、区長、民生委員児童委員、関係機関、行政等が連携し、地域における人と人とのつながりを大切にし、地域に根ざした助け合い、支え合う関係が求められます。

誰もが安心して暮らすことができる 地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり

2．体系図

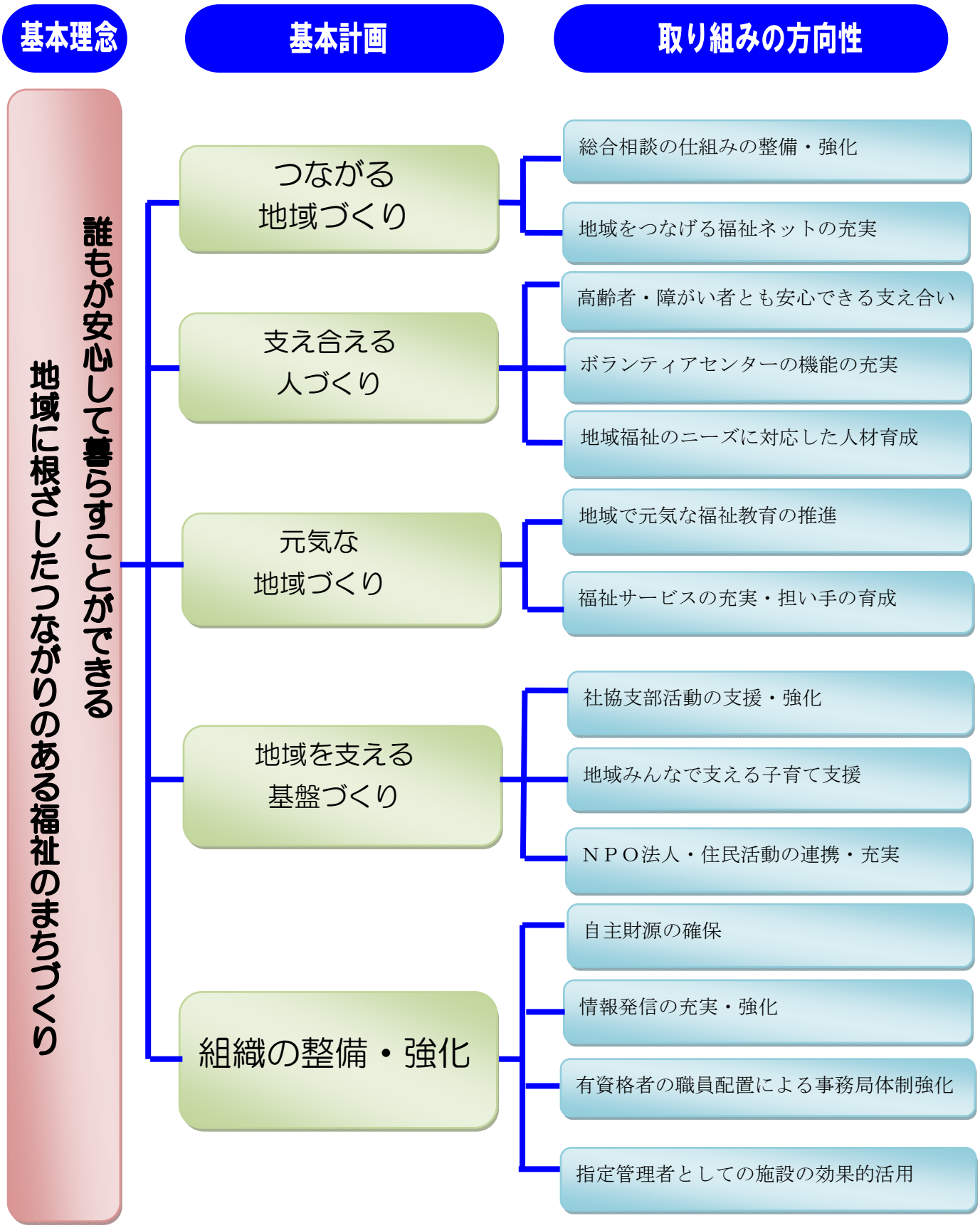
基本理念
基本計画
取り組みの方向性
誰もが安心して暮らすことができる
地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり
つながる
地域づくり
総合相談の仕組みの整備・強化
地域をつなげる福祉ネットの充実
支え合える
人づくり
高齢者・障がい者とも安心できる支え合い
ボランティアセンターの機能の充実
地域福祉のニーズに対応した人材育成
元気な
地域づくり
地域で元気な福祉教育の推進
福祉サービスの充実・担い手の育成
地域を支える
基盤づくり
社協支部活動の支援・強化
地域みんなで支える子育て支援
ＮＰＯ法人・住民活動の連携・充実
組織の整備・強化
自主財源の確保
情報発信の充実・強化
有資格者の職員配置による事務局体制強化
指定管理者としての施設の効果的活用

Ⅳ活動計画

第6章　活動計画

１．現状と課題

◇計画の５つの柱◇

（１）　つながる地域づくり

① 総合相談の仕組みの整備・強化
② 地域をつなげる福祉ネットを充実

（２）　支え合える人づくり

① 高齢者・障がい者とも安心できる支え合い
② ボランティアセンターの機能の充実
③ 地域福祉のニーズに対応した人材育成

（３）　元気な地域づくり

① 地域で元気な福祉教育の推進
② 福祉サービスの充実・担い手の育成

（４）　地域を支える基盤づくり

① 社協支部活動の支援・強化
② 地域みんなで支える子育て支援
③ ＮＰＯ法人・住民活動の連携・充実

（５）　組織の整備・強化

① 自主財源の確保
② 情報発信の充実・強化
③ 有資格者の職員配置による事務局体制強化
④ 指定管理者としての施設の効果的活用

（１）つながる地域づくり

＜現　状＞

（総合相談事業）

・市民の抱えている生活上の問題や法的問題を解決するため、総合相談（心配ごと相談・結婚相談）事業と法律相談事業を実施しています。

・福祉サービス利用者の相談窓口や苦情解決窓口を設置しています。

（福祉ネット）

・小地域の要支援者の生活の見守りを支援するため、近隣住民の参加による小地域福祉ネットワークの推進をしています。

・住民参加による「ふれあい・いきいきサロン」の設置を積極的に推進しています。

＜課　題＞

（総合相談事業：法律相談）

・市民の抱える問題は多くの問題が絡み合っていることが多くので、多方面からアドバイスをいただけるようなシステムの研究の必要性がある。また、予約制により相談を行う場合キャンセルがあり、無駄な時間が発生するため、適切な予約形態を検討していきます。

（総合相談事業：心配ごと相談）

・地域の相談窓口として、公民館単位で介護や行政等の総合相談事業として取り組んでいきます。

（総合相談事業：結婚相談）

・民間の結婚紹介所が増えているなか、公的な結婚相談事業の在り方を検討していきます。

（総合相談事業：第三者委員による苦情解決窓口）

・社協が行う事業に、この制度は必要不可欠であるが、申し出件数があまりないため、適切な事業展開が図られているか再検証していきます。

（福祉ネット）

・個人情報に留意しながら、近隣住民の理解を得て、各社協支部の事業として支援体制の充実や組織づくりを拡大していきます。

・今後、未設置地区への設置ＰＲやサロン代表者会議を開催し、サロン運営の支援を継続的に行っていきます。

（2）支え合える人づくり

＜現　状＞

（給付事業：紙おむつ・おむつカバー・尿漏れパット）

・高齢者等への生活支援サービスとして、紙おむつ・尿漏れパット等給付事業など行っています。

（給食サービス）

・高齢者等への生活支援として、会食及び配食のサービスの事業を実施しています。

（介護サービス）

・介護保険事業の居宅介護支援事業・訪問介護事業・訪問入浴介護事業・通所介護事業を実施しています。また、障がい者（身体・知的・精神障がい者・障がい児・難病等対象者。）の居宅介護事業等を行っています。

（盲人ガイド）

・視覚障がい者への外出介助を行う盲人ガイドヘルパー派遣事業や手話通訳者派遣事業を実施しています。

（寝具乾燥殺菌）

・在宅利用者の寝具乾燥殺菌事業を定期的に実施しています。

（ボランティアセンター運営委員会）

・ボランティアセンターの円滑な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会を定期的に開催しています。

（ボランティア活動）

・地域のボランティア活動を推進するため、ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに関する相談に応じるとともに、ボランティア活動保険加入、福祉ニーズの需給調整や人材育成の講座等を開催しています。

（ボランティア育成講座）

・福祉ニーズに即した養成講座を開催し、人材育成に努めています。

＜課　題＞

（給付事業：紙おむつ・おむつカバー・尿漏れパット）

・現在、民生委員児童委員にお願いし、対象者宅へ現物配達を実施しているが、今後効率的方法を検討していきます。

（給食サービス：会食）
・新たな会場設置と、会食サービスを担うボランティアの育成及び事業全体の内容を検討していきます。
（給食サービス：配食）
・業者委託によるお弁当の配達を行っているが、市内の業者の増加もあるため、業者選定の見直しを検討していきます。
（介護サービス：居宅介護支援事業）
・市内の地域包括支援センターとの連携を図りながら、事業所のＰＲに努め、新規の利用者増に努めていきます。
（介護サービス：訪問介護事業）
・サービス内容の検討をしながら、医療との連携を図りながら、利用者が在宅で安心して生活できるようなサービス提供に努めていきます。
（介護サービス：訪問入浴介護事業）
・障がい者総合支援センターでの入浴サービス事業の動向をみながら、今後の展開を検討していきます。
（介護サービス：通所介護事業）
・職員の資質の向上を図りながら、サービス内容を検討し、事業の充実を図っていきます。
（介護サービス：障がい者に対する居宅介護事業等）
・様々な障がい者の在宅生活が充実するような個別化を図り、的確なサービス提供に努めていきます。
（盲人ガイド）
・外出の手段（公共機関、徒歩）が限られているため、サービス提供が難しいケースも見られる。また、活動できるガイドヘルパーの減少傾向が見られるため、今後ガイドヘルパーの育成していきます。
（寝具乾燥殺菌）
・介護保険の充実によりニーズは減少しているため、今後の事業の在り方について、市と協議をしていきます。

（ボランティアセンター運営委員会）
・ボランティア活動の活性化を促す情報提供や事業の検討・協議をしていきます。
（ボランティア活動保険）
・今後も加入促進に努めていきます。
（ボランティア活動参加促進マニュアル）
・本市のボランティア情報や収集を把握し、ボランティア活動への参加促進のためマニュアルを作成していきます。
（ボランティア育成講座）
・魅力ある講座を開催することにより、ボランティアの育成に努めていきます。

（３）元気な地域づくり

＜現　状＞

（福祉教育の推進）
・市内の児童、生徒に対して、福祉体験学習や福祉協力校の指定や指定終了後の継続校に対し、福祉教育の支援をしています。
（福祉サービスの充実）
・福祉体験学習への支援及び未来のボランティア育成として、小・中学校ボランティアスクールを開催しています。
・判断能力が十分でない高齢者や障がい者等に対して、利用者の立場に立ち適切な助言や公的手続き等福祉サービスの利用を援助する日常生活自立支援事業を実施しています。

＜課　題＞

（福祉教育の推進）
・福祉協力指定校制度については、「地域指定福祉協力校モデル事業」として改めて指定に向けた協議検討していきます。
・各学校の取り組み方法等に差が生じているため、各学校とプログラムについて検討していきます。
（福祉サービスの充実）
・地域の人材が参加できるシステム作りや市民総参加の福祉活動により、地域の福祉教育の向上に効果的な体験プログラムを検討していきます。

・小、中学校と連携して、より多くの生徒が参加できるよう工夫したボランティアスクールを開催していきます。
・認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により、ニーズの多様化により、より専門性のある取り組みをしていきます。

（４）地域を支える基盤づくり

＜現　状＞

（社協支部活動の充実）
・社協支部活動を通して、地域での活動基盤整備を進めています。また、活動するための経費の助成等行い、活動内容の充実を図っています。
（子育て支援）
・子育て支援として、「た～てん」親子サロンを定期的に開催しています。
・子育てを地域で支援する会員組織のファミリー・サポート・センター事業を実施しています。
（ＮＰＯ法人・住民活動）
・ＮＰＯ法人連絡協議会と連携し、地域福祉の推進を図っています。
・市民参加の在宅福祉活動である「ふれあいサービス」を行っています。
（助成金）
・社協支部、市・地区民生委員・児童委員協議会等に対し助成金を交付しています。
・地域における団体活動支援のため、ボランティア団体や当事者団体の福祉団体に対し、助成金の交付をしています。

＜課　題＞

（社協支部活動の充実）
・本会の活動の要となる部分であり、今後ともより一層の支援をしながら充実を図っていきます。
（社協支部活動：助成金）
・社協支部活動に対して地域住民の理解を得ながら助成金の効果的活用により支部活動の活性化を図っていきます。

（子育て支援）
・育児に関する情報交換の場の提供をするとともに、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図りながら、地域での子育ての支援をサポートしていく体制を整備していきます。
（ＮＰＯ法人・住民活動）
・ボランティアや各ＮＰＯ法人・市民活動団体等が連携をとりながら、活動の活性化を図っていきます。
・ふれあいサービスのサービス会員に偏りが見られるため、バランスのよい体制づくりに努めていきます。
（助成金）
・各種団体に助成金を交付の際、適正な交付基準により交付するとともに、団体活動において、助成金に依存しないよう改めて支援していきます。

（５）組織の整備・強化

＜現　状＞
（財源確保）
・地域福祉の推進のため、一般会費・法人会費の社協会費を実施しています。
（情報発信）
・市民総参加の福祉まつりを開催しています。
・本会の事業内容及び社会福祉に関する理解を深めるため、「社協だより」を毎戸に配布しています。また、情報の発信と情報公開のためホームページを定期的に更新しています。
（組織強化）
・理事会、評議員会、担当理事会、各種専門委員会を定期的に開催しています。
・事務局内の研修会を定期的に開催しています。
・業務に必要な資格取得の推進及び必要に応じて有資格者の採用を行い組織の強化を図っています。
（施設活用）
・指定管理制度（平成２８年３月３１日指定期間終了）による総合福祉センターの継続的運営をしていきます。
・総合福祉センター内において売店の運営を行っています。

＜課　題＞

（財源確保）

・地域福祉の推進のため、事業のＰＲをすることで、本会の存在を確立させ、事業に対しての理解を深めることにより、社協会費や収益サービスにより財源を確保し、支部活動も含めた、本会の活性化を図っていきます。

（情報発信）

・本会のＰＲを目的に、市民総参加の福祉まつりの開催。（Ｈ２６年度：第３０回目の開催）

・社協だよりを通して、多くの情報を市民に提供できるよう、内容の充実を図りながらよりよい紙面づくりに努めていきます。

・現在、月１回ホームページの更新を行っているが、今後全体的なレイアウトの見直しを行い、より一層充実していきます。

（組織強化）

・年間を通しての会議開催タイムスケジュールを計画し、無駄のない効果的開催に努めていきます。

・担当理事制度により、助成金交付の審議をお願いしているが、今後交付基準等について改めて協議をしていきます。

・事務局内研修の充実はもとより、全国レベルで開催している研修会の参加に積極的に推進していきます。

・職員の国家資格等のさらなる取得の促進を図り、組織の強化を図っていきます。

（施設活用）

・総合福祉センター内の有効活用及び指定管理者としてセンター自体の役割や位置づけの再検討をしていきます。

・現在の組織体制を維持し、横の繋がりを密にし、市民から信頼の得られる体制づくりに努め、指定管理者としての役割・位置づけを明確にしていきます。

・総合福祉センター売店利用者の購買意欲が少しでも向上するような、魅力ある商品を仕入・提供していきます。

2．実施計画

（事業を継続しながら更に充実して行く）⇒　（事業の継続）→

（１）つながる地域づくり

取り組む方向性	内　　容	事業名	実施年度（方向性）				
			26	27	28	29	30
総合相談の仕組みの整備・強化	◆総合相談事業 ・市民が抱える問題は多くの問題が絡み合っていることが多く、多方面からアドバイスをいただけるようなシステムの構築を図り、早期解決に取り組んでいく。	○法律相談事業 ○心配ごと相談事業 ○結婚相談事業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	・苦情解決窓口事業を再検証していく。	○第三者委員による苦情解決窓口	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域をつなげる福祉ネットの充実	◆福祉ネット ・関係機関との連携を図りながら、社協支部の事業として支援体制を検討していく。	○小地域福祉ネットワーク	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	・未設置個所への設置のＰＲ及びサロン運営の支援の継続をしていく。	○ふれあい・いきいきサロン	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

（２）支え合える人づくり

取り組む方向性	内　容	事業名	実施年度（方向性）				
			26	27	28	29	30
高齢者・障がい者とも安心できる支え合い	**◆給付事業** ・民生委員児童委員にお願いし、対象者宅へ現物配達を行っているが、より効率的な配達方法の検討をしていく。	○紙おむつ・おむつカバー・尿漏れパット給付事業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	◆給食事業 ・会食サービスを担うボランティアの育成及び会食の業者の選定の見直しを検討していく。	○会食サービス ○配食サービス	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	◆介護サービス ・地域包括支援センターと連携を図りながら、在宅での生活が継続するように、事業の効果的運営を展開していく。	○居宅介護支援事業 ○訪問介護事業 ○訪問入浴介護事業 ○通所介護事業 ○障がい者居宅介護事業等	⇒ → → → ⇒	⇒ → → → ⇒	⇒ → → → ⇒	⇒ → → → ⇒	⇒ → → → ⇒
	◆盲人ガイド ・ガイドヘルパーの育成に努める。	○盲人ガイドヘルパー派遣事業	→	→	→	→	→
	◆寝具乾燥殺菌 ・事業の在り方を市と協議しながら進める。	○寝具乾燥殺菌事業	→	→	→	→	→
ボランティアセンター機能の充実	**◆ボランティアセンター運営委員会** ・ボランティア活動の活性化を促す情報提供や事業の検討・協議が必要である。	○ボランティアセンター運営委員会	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	◆ボランティア活動保険 ・活動保険加入促進	○ボランティア活動保険加入促進	→	→	→	→	→
	◆ボランティア活動参加促進マニュアル ・本市のボランティア情報や収集を把握し、ボランティア活動参加促進マニュアルを作成する。	○ボランティア活動参加促進マニュアル	→	→	→	→	→
地域福祉のニーズに対応した人材育成	**◆ボランティア育成講座** ・魅力ある講座を開催し、ボランティア育成に努める。	○ボランティア育成講座	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

（３）元気な地域づくり

取り組む方向性	内　　容	事業名	実施年度（方向性）				
			26	27	28	29	30
地域で元気な福祉教育の推進	◆福祉教育の推進 ・福祉協力指定校制度について「地域指定福祉協力校モデル事業」として、協議・検討が必要である。 ・各学校の取り組み方法等に差が生じているため、各学校とプログラム内容について検討する。	○福祉協力指定校・継続校	⇒				
福祉サービスの充実及び担い手の育成	◆福祉サービスの充実 ・地域の人材が参加できるシステム作りや市民総参加の福祉活動により、地域福祉向上に効果的な体験プログラムを検討する。	○福祉体験学習への協力・支援		⇒			
	・小・中学校と連携し、より多くの生徒が参加できるよう工夫したボランティアスクールの開催していく。	○小・中学校ボランティアスクール		⇒			
	・認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により、ニーズの多様化により、より専門性のある取り組みが必要である。	○日常生活自立支援事業			➡		

（４）地域を支える基盤づくり

取り組む方向性	内　　容	事業名	実施年度（方向性）				
			26	27	28	29	30
社協支部活動の支援・強化	◆社協支部活動 ・本会の活動の要となる部分であり、今後ともより一層の支援をしながら充実を図る必要がある。	○社協支部活動の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	・社協支部活動に対して地域住民の理解を得ながら助成金の効果的活用により支部活動の活性化を図る。	○社協支部助成事業	→	→	→	→	→
地域みんなで支える子育て支援	◆子育て支援 ・育児に関する情報交換の場の提供をするとともに、地域での子育ての支援をサポートしていく体制整備が必要である。	○「た～てん」親子サロン	→	→	→	→	→
		○ファミリー・サポート・センター事業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ＮＰＯ法人・住民活動の連携・充実	◆ＮＰＯ法人・住民活動 ・各ＮＰＯ法人及び市民活動団体等が連携をとりながら、活動の活性化を図る。	○ＮＰＯ法人連絡協議会	→	→	→	→	→
	・ふれあいサービスのサービス会員に偏りが見られるため、バランスのよい体制づくりに努める。	○ふれあいサービス	→	→	→	→	→
	◆助成金 ・各種団体に助成金を交付の際、適正な交付基準により交付するとともに、団体活動において、助成金に依存しないよう改めて支援する必要がある。	○社協支部 ○民生委員児童委員 ○ボランティア団体 ○福祉団体	→	→	→	→	→

（５）－１　組織の整備・強化

取り組む方向性	内　　容	事業名	実施年度（方向性）				
			26	27	28	29	30
自主財源の確保	◆財源確保 ・地域福祉を推進するために、事業のＰＲをすることで、本会の存在を確立させ、事業に対しての理解を深めることにより、社協会費や収益サービスにより財源を確保し、支部活動も含めた、本会の活性化を図る。	○一般会費・法人会費	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
情報発信の充実・強化	◆情報発信 ・本会のＰＲを目的とした福祉まつりを開催する。 ・社協だよりを通して、多くの情報を市民に提供できるよう、内容の充実を図りながらよりよい紙面づくりに努める。 ・ホームページの全体的なレイアウトの見直しを行い、より一層充実していく必要がある。	○福祉まつり ○社協だより ○ホームページ	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
有資格者職員配置による事務局体制強化	◆組織強化 ・年間を通しての開催のタイムスケジュールに基づき、無駄のない効果的開催に努める。	○理事会、評議員会 ○財政委員会 ○企画委員会 ○広報委員会	→	→	→	→	→
	・担当理事制度により、助成金交付の審議をお願いしているが、今後交付基準等について改めて協議が必要である。	○担当理事制度	→	→	→	→	→
	・事務局内の研修の充実及び資格取得の推進をしていく。	○有資格者の職員の推進	→	→	→	→	→

（５）－２　組織の整備・強化

取り組む方向性	内　　容	事業名	実施年度（方向性）				
			26	27	28	29	30
指定管理者としての施設の効果的活用	◆施設活用 ・総合福祉センター内の有効活用及び指定管理者としてセンター自体の役割や位置づけの再検討をする。	○指定管理者として施設の利活用	⇒				
	・総合福祉センターの売店利用者の購買意欲が少しでも向上するような、魅力ある売店とする。	○売店運営	→				

館林市総合福祉センターの外観

Ⅲ基本計画

第5章　基本計画

1．つながる地域づくり

地域福祉を推進するにあたり、市民が安心して地域で生活できる環境が求められますが、社会変化に伴い、市民の抱える日常的問題は多岐にわたり、多方面からの総合的な相談システムの構築・環境整備により安心できるつながる地域づくりを進めます。

また、公的な福祉サービスの提供だけでなく、地域福祉の担い手として区長、民生委員児童委員、ボランティア、ＮＰＯ法人、小地域福祉ネットワークなど地域の関係機関、関係団体、地域住民が連携、協働して、みんなで助け合い、支え合いのまちづくりを推進します。そのためにも、地域の中にふれあいや交流のできる「ふれあい・いきいきサロン」の充実により小単位のつながりのあるコミュニテイづくりを広げます。

2．支え合える人づくり

少子高齢化・核家族化の進行により生活様式が多様化している中、地域での福祉活動を推進するにあたり、人づくりが大切です。

その推進役の人材育成としてボランティアの育成や地域でのボランティア活動の活性化を図ります。そして、利用者の視点に立ち、福祉サービスを含め、子供から高齢者・障がい者まで、誰もが地域で安心して生活できる環境づくり及び地域を支える人づくりを広く進めます。

3．元気な地域づくり

市内の児童・生徒に対しての福祉教育の充実をはかり、次世代の福祉の担い手の育成の場として、学校教育は大きな役割を果たしています。そこで、福祉協力校の支援は、重要です。各学校間の横のつながりも進めながら、地域での福祉教育の充実・向上を図ることにより、地域を元気にし、地域みんなで手と手をとりあう福祉の推進をしていきます。

そして、地域内で一人ひとりが孤立しないような体制整備をし、元気な地域づくりを進めます。

4．地域を支える基盤づくり

地域福祉を推進するための基盤として、地域住民が主体で行う交流活動、住民活動の充実・強化を図るための社協の支部活動は重要であり、積極的に支援していきます。また、近年、隣近所の付き合いが希薄となり、地域での子育てに支障がでている状況がみられます。子供を取りまく環境も多様化し、行政と一体となり、地域みんなで福祉を担う児童を支える仕組みが必要です。それには、子育て支援を目的とした、「ファミリー・サポート・センター事業」の充実やＮＰＯ法人と市民活動団体等が連携をとることにより、地域住民参加を基本として、地域を支える基盤づくりを進めます。

5．組織の整備・強化

本会の地域福祉活動の推進として、総合福祉センターを拠点とした福祉サービスや各種団体活動の支援に取り組んできました。今後は更に、地域住民の意向を十分汲み入れ高齢者や障がい者等の生きがいづくり社会参加を目的に、誰もが安心して利用できる施設運営を指定管理者として、サービス向上を目指した安全、安心のできる効果的運営をしていきます。

また、組織の整備・強化を図るために、自主財源の確保が必要です。そのためにも、本会の事業・組織のＰＲを行うことにより、社協会費や収益サービスへの理解を深めてもらい財源確保に努め安定した組織の整備を行います。そのほか、有資格者の職員配置により組織の強化を図ります。

Ⅴ資料編

１．第五次 地域福祉活動計画策定の経過

期日	会議名	内容
平成２４年7月２４日	平成２４年度 第１回企画委員会	・委嘱状交付 ・地域福祉活動計画（経過説明） ・今後のスケジュール ・基調講演 『地域福祉活動計画の概要と評価について』 講師：群馬県社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉推進担当課長 中越 信一 氏
７月２６日～ ９月２５日	第四次 地域福祉活動計画 事業評価	第四次 地域福祉活動計画に掲載されている事業（５９項目）を担当部署で評価
１１月７日	平成２４年度 第２回企画委員会	・第四次 地域福祉活動計画の事業評価（事務局用） ・評価方法並びに評価等スケジュール
平成２５年２月２７日	平成２４年度 第３回企画委員会	・第四次 地域福祉活動計画の事業評価（企画委員用） ・今後のスケジュール
５月１７日	職員研修会	住民懇談会の進め方とファシリテーター（進行役）の役割について
５月２３日	平成２５年度 第１回企画委員会	・委嘱状交付 ・委員長、副委員長の互選 ・住民懇談会 ・アンケート調査 ・今後のスケジュール
６月２０日～ ８月１日	住民懇談会	・市内９地区にて開催 ・参加者は合計２７４人

期日	会議名	内容
８月９日～ ８月２６日	館林市民福祉意識 アンケート調査	・市内在住の２０歳以上の男女対象 ・住民基本台帳より無作為抽出 ・郵送配布・郵送回収調査方法 ・有効回収率３５．６％ （５３４件／１，５００件）
１１月１５日	平成２５年度 第２回企画委員会	・住民懇談会結果 ・館林市民福祉意識アンケート調査結果 ・第五次地域福祉活動計画（基本理念、基本計画）
１２月１８日	平成２５年度 第３回企画委員会	・第五次地域福祉活動計画素案の提出
平成２６年１月１５日 ～2月7日	パブリックコメント	・ホームページに公開
２月２１日	地域福祉担当理事会	・第５次地域福祉活動計画（案）について
３月　５日	第４回企画委員会	・第５次地域福祉活動計画（案）について
３月２０日	理事会	・第５次地域福祉活動計画（案）について

平成24年11月7日　第2回企画委員会の様子

平成25年12月18日　第3回企画委員会の様子

2．企画委員会規程

社会福祉法人 館林市社会福祉協議会　企画委員会規程

（目　的）

第１条　本会事業活動のより適切な運営を図るため企画委員会を設ける。

（任　務）

第２条　地域福祉活動を展開するニーズの調査研究・地域福祉活動計画策定に関する事項を審議し、会長に意見を具申するものとする。

（組　織）

第３条　委員は、２０名以内で組織する。

２　委員は、社会福祉協議会支部・館林市福祉団体連絡協議会・館林市民生委員児童委員協議会・館林市ボランティアサークル連絡会及び学識経験者の内から会長が委嘱する。

３　委員会に委員長及び副委員長各１名を置く。

４　委員長・副委員長は、委員の互選による。

５　委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任　期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会　議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　議事は、出席委員の過半数をもって決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶　務）

第６条　委員会の庶務は、市社協事務局において行う。

（委　任）

第７条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規程は、昭和５８年１０月２７日から施行する。

附　則

この規程は、平成　元年　４月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年　４月　１日から施行する

3．企画委員名簿

任期	平成２５年４月１日～平成２７年３月３１日		選　出　区　分
役職	氏　　名		
委員長	尾　花　潔　彦		館林市社会福祉協議会第一支部
副委員長	飯　塚　政　弘	田　村　佳　代 平成２５年１２月１日変更	館林市社会福祉協議会第三支部
委　　員	宮　田　高　見		館林市社会福祉協議会第二支部
	小　倉　　旭		館林市社会福祉協議会第四支部
	渡　邊　勝　巳		館林市社会福祉協議会第五支部
	大　竹　政　喜		館林市社会福祉協議会第六支部
	岩　崎　勝　義		館林市社会福祉協議会第七支部
	内　田　敏　夫		館林市社会福祉協議会第八支部
	岡　村　治　雄		館林市社会福祉協議会第九支部
	佐　手　英　夫		館林市福祉団体連絡協議会
	一　杉　博　子		
	篠　﨑　賢　治	野　本　弘　美 平成２５年１２月１日変更	館林市民生委員児童委員協議会
	江　田　勝　美	谷田部　光　子 平成２５年１２月１日変更	
	斎　藤　初　江		館林市ボランティアサークル連絡会ほほえみ
	松　久　知恵子		
	乗　原　幹　也		社会福祉施設
	大　塚　武　於		館林市ＮＰＯ法人連絡協議会

（敬称略）

4．住民懇談会結果報告

（1）趣旨

第五次 地域福祉活動計画策定に伴う住民懇談会を市内９地区において開催しました。各地区の区長や民生委員児童委員、ボランティア、地域住民など、たくさんのご参加をいただき、地域の生活課題や困っていることなどについて、意見交換を行いました。

さらに、それらの課題を解決するために、「自分たちでできることは何か」、また、「地域で協力してできることは何か」を話し合いました。

（2）開催日時

地区名	開催日時	開催場所	参加人数
社協第一支部	７月　５日（金）１４時～１６時	中部公民館	２４人
社協第二支部	７月　３日（水）１８時～２０時		２３人
社協第三支部	８月　１日（木）１４時～１６時	郷谷公民館	４５人
社協第四支部	７月２５日（木）１８時～２０時	大島公民館	１９人
社協第五支部	７月　８日（月）１９時～２１時	赤羽公民館	２６人
社協第六支部	６月１３日（木）１０時～１２時	六郷公民館	３９人
社協第七支部	７月１２日（金）１８時３０分～２０時３０分	三野谷公民館	４３人
社協第八支部	７月１７日（木）１０時～１２時	多々良公民館	３４人
社協第九支部	６月２０日（木）１９時～２１時	渡瀬公民館	２１人
		計	２７４人

（3）当日のプログラム

項目	内容
開会	開会
あいさつ	社協会長あいさつ、社協支部長あいさつ
趣旨説明	地域福祉活動計画や住民懇談会、今後の予定について、説明
懇 談 会	①グループワークの説明 ②アイスブレイキング ③地域の課題や困りごとなどを付箋紙に記入（課題の表出化） ④地域の課題や困りごとをグループ内で発表（課題の共有化） ⑤地域の課題や困りごとを模造紙に貼り、分類（課題の類型化） ⑥地域の課題や困りごとの解決策を付箋紙に記入・発表し、模造紙に貼る（解決策の構造化・表出化） ⑦グループワークで仕上げた成果を発表（ポスターセッション）
閉　　会	閉会

ー住民懇談会の様子ー

（4）住民懇談会で出された課題・困りごと

No.	項目（ｷｰﾜｰﾄﾞ）	数	%	主な課題・困りごと
1	高齢者	50	11.2%	高齢者の閉じこもり、徘徊の高齢者、地区の行事参加減
2	つながり	47	10.5%	近所つきあい希薄、地域の集まる機会少ない
3	交通	46	10.3%	交通の便が悪い、道路が狭い、交通ルール守られてない
4	ひとり暮らし	44	9.8%	災害・防災の不安、ひとり暮らしの買い物、緊急時対応
5	子ども	34	7.6%	地区の活動に影響、子供の遊べる空き地不足
6	ゴミ	33	7.4%	ゴミだしのマナーが悪い、ゴミの分別がされていない
7	買い物	28	6.3%	買い物が不便、近くにスーパーがない、買い物が困難
8	介護	20	4.5%	高齢者の緊急対応、認知症の支援、介護の情報不足
9	空き家	19	4.2%	空き家の増加、空き家の雑草・火災問題
10	動物	17	3.8%	ペットのふんの後始末問題、空き家にねこが住みつく
11	医療	14	3.1%	産科・整形外科病院不足、地元の病院の不足
12	役員	13	2.9%	地区の役員の担い手不足、地区役員と住民の意見相違
13	災害	10	2.2%	災害時の障がい者等の避難問題、水害対策
14	健康	9	2.0%	転倒骨折の不安、健康の維持、健康面の不安
15	情報	7	1.6%	ひとり暮らし高齢者等の個人情報保護法により情報不足
16	障がい者	6	1.3%	障がい者の施策不明、障がい者の接し方が難しい
17	防犯	6	1.3%	空き家の防犯対策、女性のひとり暮らし不安
18	公園	5	1.1%	公園の遊具が少ない、誰もが集える公園
19	後継者	5	1.1%	農業の後継者不足、長男の跡継ぎ問題
20	子育て	4	0.9%	子育ての環境整備、虐待の家庭
21	結婚	3	0.7%	未婚の方の増、結婚式場が少ない
22	困りごと	3	0.7%	地域で気軽に相談できる方や相談先が少ない
23	ボランティア	3	0.7%	ボランティアの担い手不足、ボランティアが集まらない
24	認知症	3	0.7%	認知症の方の徘徊、認知症の方の排泄物
25	安全	2	0.4%	児童の通学途中の犯罪対策、不審者の増

No.	項目	数	%	主な課題・困りごと
26	広報紙	2	0.4%	同じような広報紙が多い、社協だよりＰＲ
27	詐欺	2	0.4%	ひとり暮らしの財布の盗難
28	畑	2	0.4%	空いた畑が多く砂埃が多い
29	世代間	2	0.4%	世代間の交流が少ない、親子の不仲
30	いじめ	1	0.2%	いじめによる自殺増
31	外国人	1	0.2%	外国人が交通ルールを守らない
32	寄附	1	0.2%	アパートの方の社協会費の協力が困難
33	公民館	1	0.2%	近くにないので不便
34	消防署	1	0.2%	ひとり暮らし高齢者等の緊急時の情報不足
35	仕事	1	0.2%	ひとりでの農業に不安
36	町おこし	1	0.2%	街中の空洞化と高齢化
37	サロン	1	0.2%	サロンの参加者が少ない
38	年金	1	0.2%	国民年金の生活は苦しい
合計		448	100.0%	

－住民懇談会グループで意見交換－

5．アンケート調査結果報告

（1）調査目的

館林市民福祉意識アンケート調査は、市民の地域・ボランティア活動への参加状況や地域との関わり、今後の保健福祉施策などについてのご意見を把握し、第五次地域福祉活動計画策定の基礎資料とすることを目的としています。

（2）調査方法

○調 査 対 象 者　：　市内在住の２０歳以上の男女
○調査対象者数　：　１，５００件
○抽 出 方 法　：　住民基本台帳より無作為抽出
○調 査 方 法　：　郵送配布・郵送回収調査方法
○調 査 期 間　：　平成２５年８月９日（金）～８月２６日（月）

（3）年代別抽出対象

年代	人数	割合	年代	人数	割合
２０代	１８２人	１２．１％	６０代	３０５人	２０．３％
３０代	２１９人	１４．６％	７０代	２０６人	１３．７％
４０代	２６３人	１７．５％	８０代	９７人	６．５％
５０代	２１６人	１４．４％	９０代	１２人	０．８％
			計	１，５００人	９９．９％

※集計により１００％未満

（4）回収状況

調査対象者数	有効回収件数	有効回収率
１，５００件	５３４件	３５．６％

（５）調査結果

１．あなたご自身についておたずねします。

問１　あなたの性別は、どちらですか。（どちらかに○）

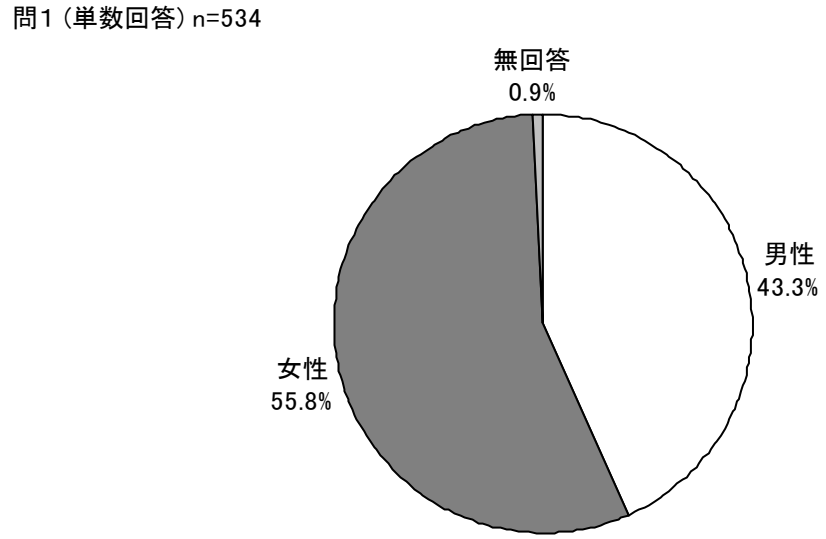

問２　あなたの年代はどれですか。（ひとつだけ○）

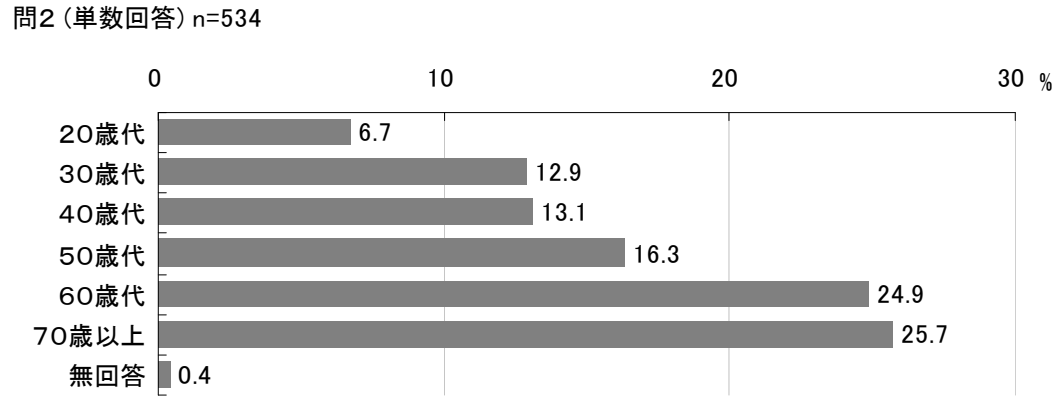

問３　あなたは、現在どの地区にお住まいですか。（ひとつだけ○）

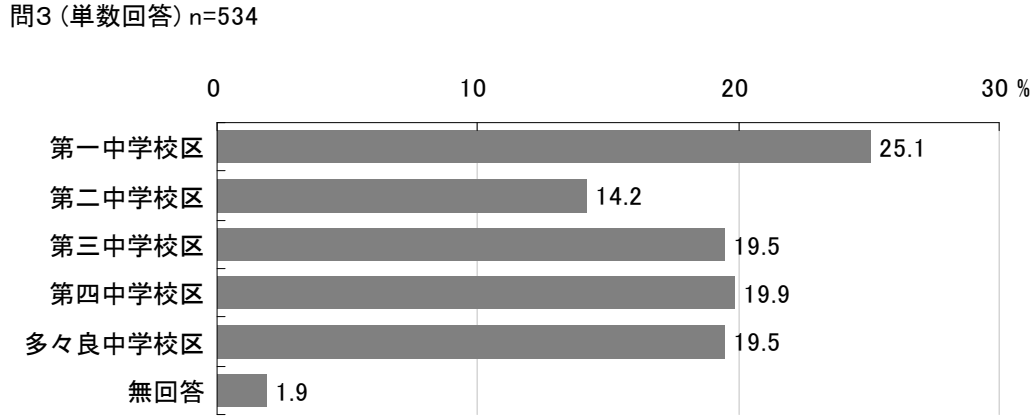

問４　あなたは、現在の地区に何年住んでいますか。（ひとつだけ○）

問4（単数回答）n=534

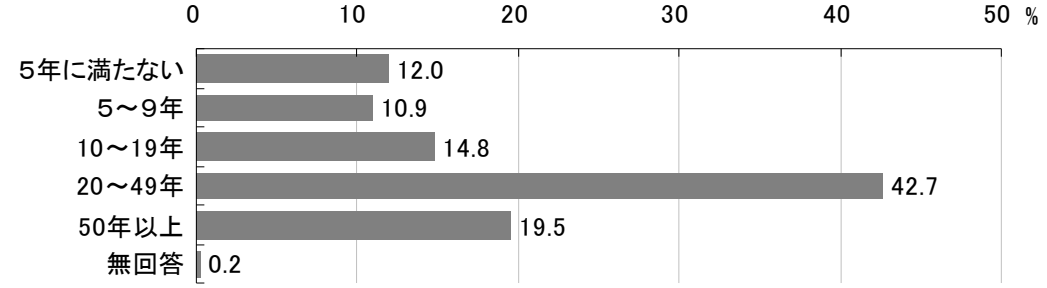

問５　あなたの主な職業は、何ですか。（ひとつだけ○）

問5（単数回答）n=534

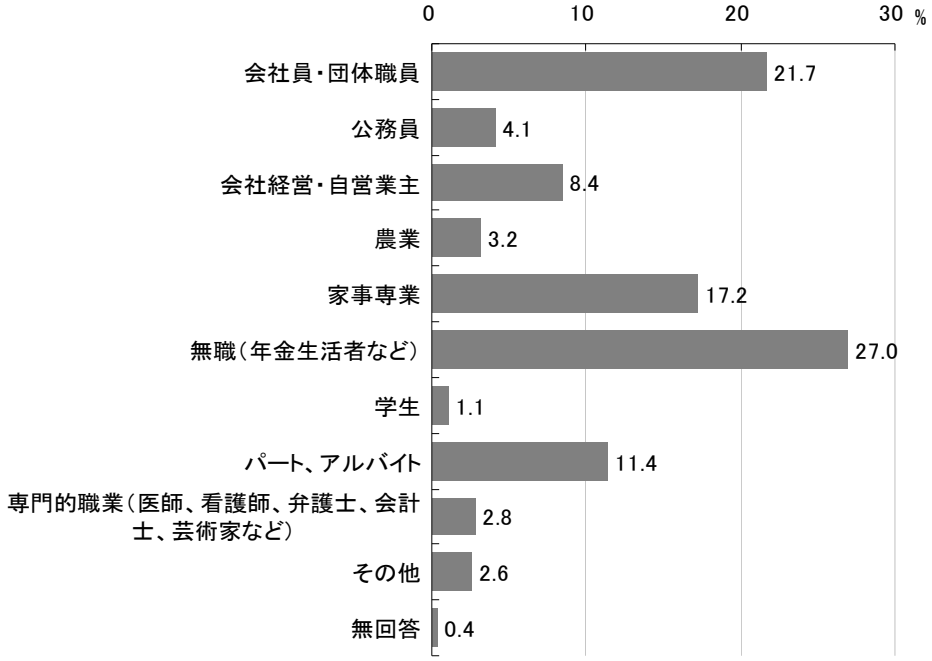

問６　あなたの家族構成は、下記のどちらに該当しますか。（ひとつだけ○）

問6（単数回答）n=534

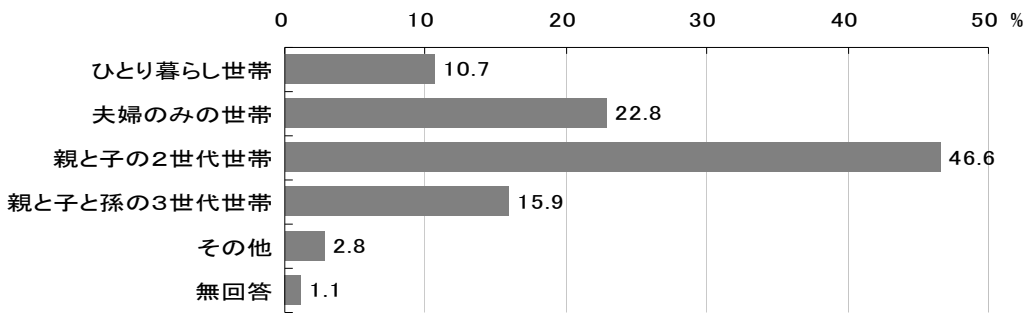

２．地域との関わりについておたずねします。

問７　あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。

（ひとつだけ○）

問7（単数回答）n=534

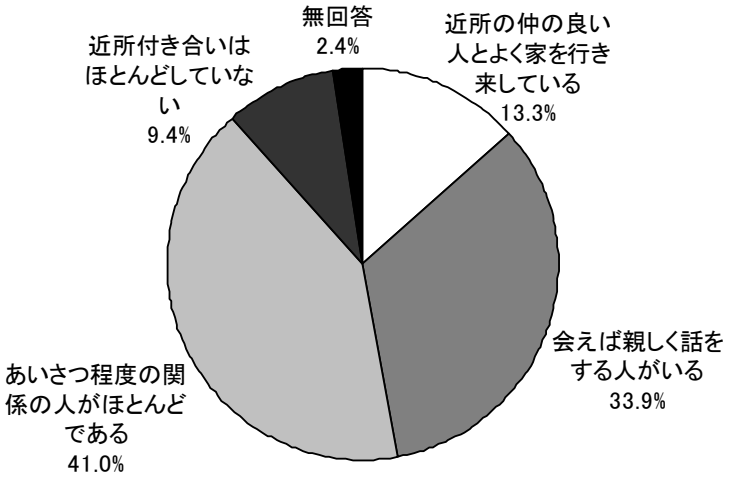

問８　あなたの近所付き合いに対する考え方は、下記のどちらに該当しますか。

（ひとつだけ○）

問8（単数回答）n=534

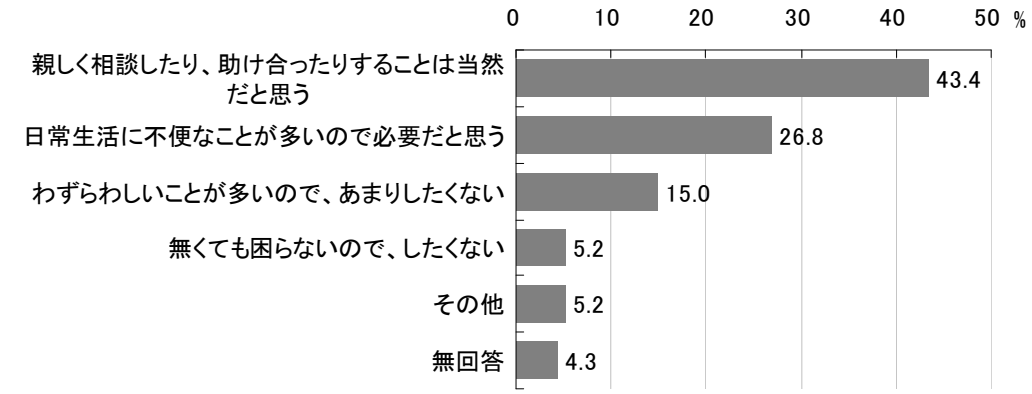

問９　あなたは、暮らしの中で相談や助けが必要なとき誰かに頼みたいと思いますか。

（ひとつだけ○）

問9（単数回答）n=534

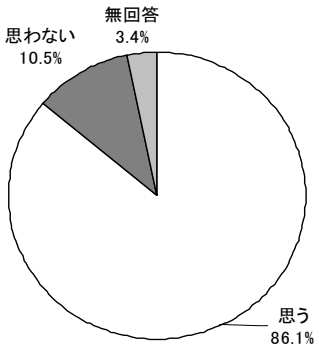

問９で、「１　思う」と回答したかたにお聞きします。

問 10　あなたが、暮らしの中で相談や助けが必要なときに頼みたい相手は、下記のどちらに該当しますか。（あてはまるものすべてに○）

問10（複数回答）n=460

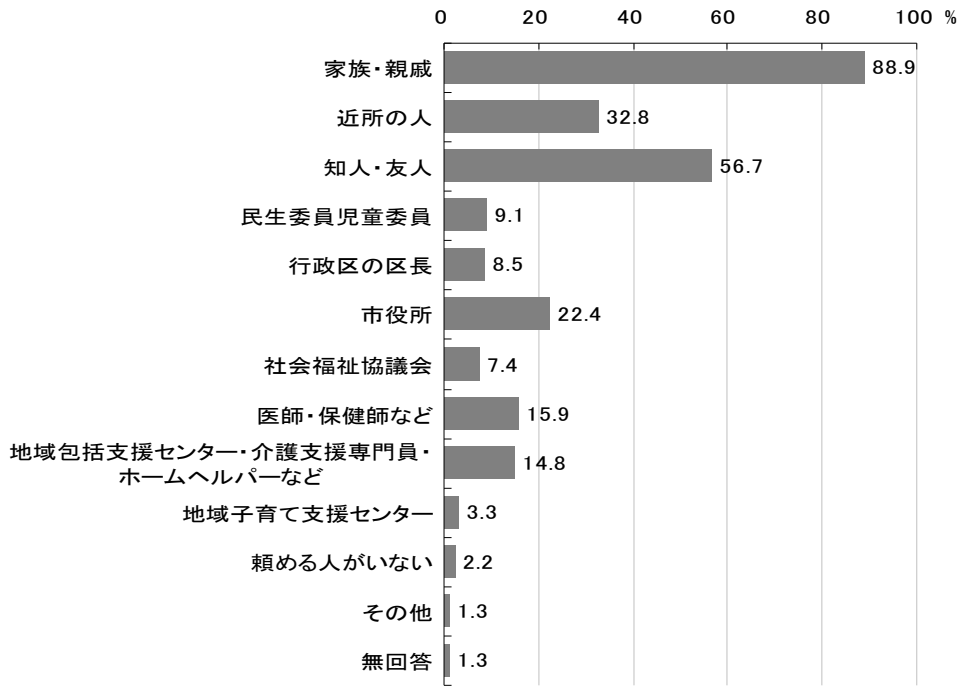

問９で、「２　思わない」と回答したかたにお聞きします。

問 11　あなたが、暮らしの中で相談や助けが必要なとき誰かに頼みたいと思わない理由は、下記のどちらに該当しますか。（３つまで○）

問11（複数回答）n=56

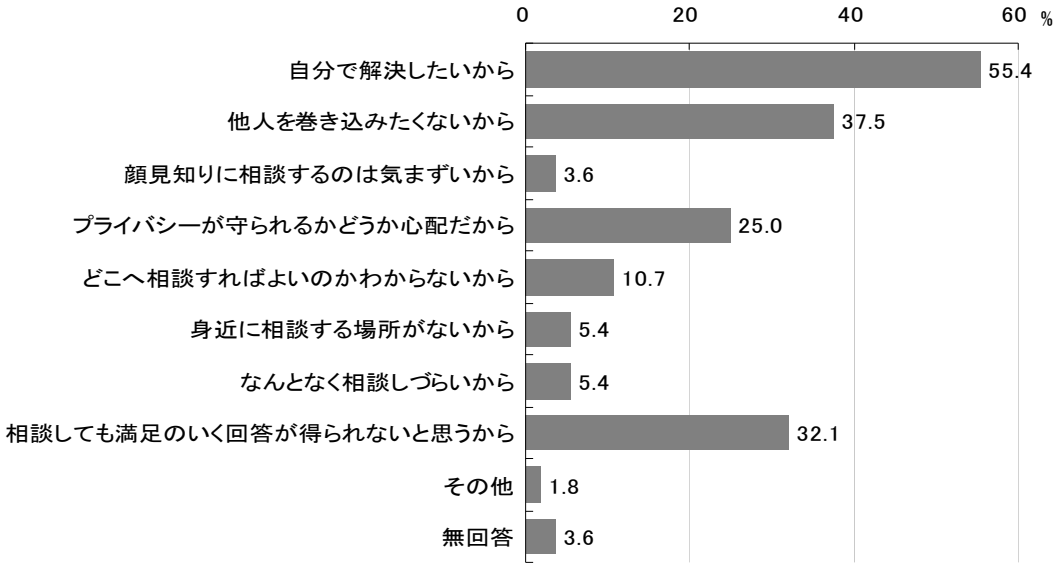

問 12　あなたの身近な地域には、地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがあると思いますか。（あてはまるものすべてに○）

問12（複数回答）n=534

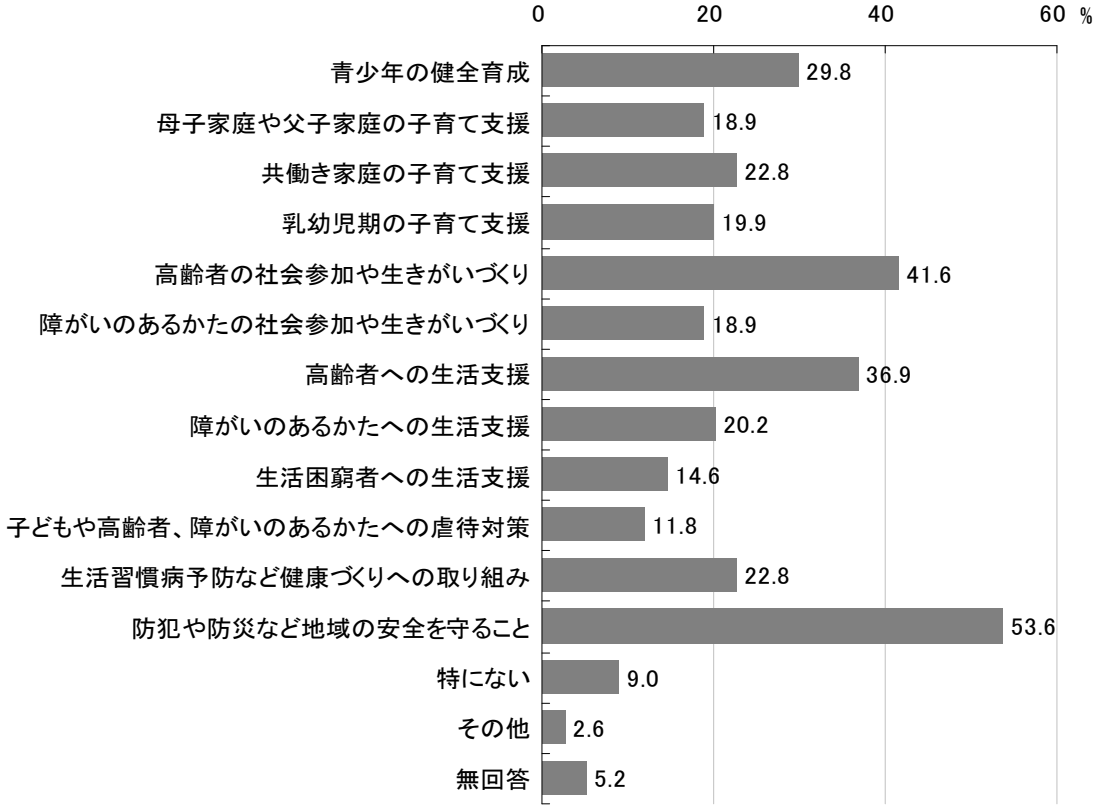

３．福祉サービスなどについておたずねします。

問 13　あなたは、自分あるいは家族のことで「福祉サービス」を実際に利用しましたか。（ひとつだけ○）

問13（単数回答）n=534

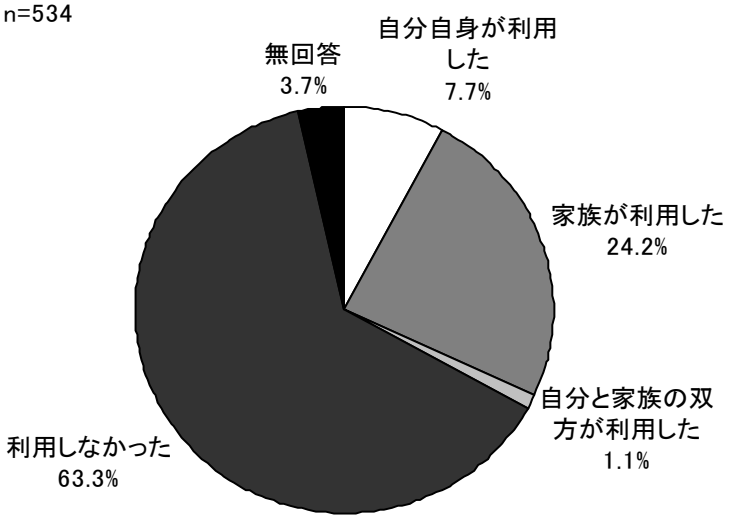

問 13 で、「1　自分自身が利用した」、「2　家族が利用した」、「3　自分と家族の双方が利用した」と回答したかたにお聞きします。

問 14　「福祉サービス」の利用にあたって、何かお困りなことはありましたか。（あてはまるものすべてに○）

問14（複数回答）n=176

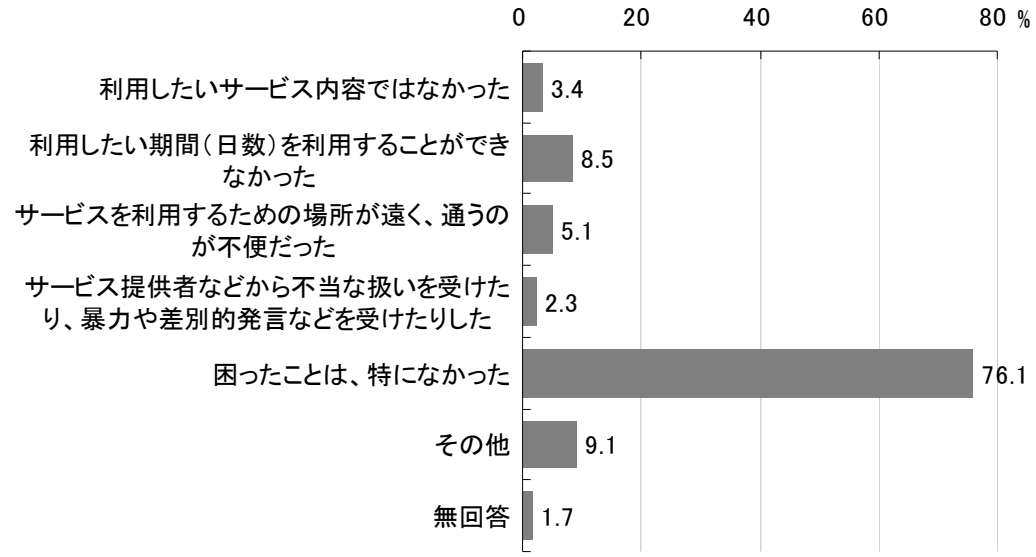

問 13 で、「4　利用しなかった」と回答したかたにお聞きします。

問 15　「福祉サービス」を利用しなかった理由は、下記のどちらに該当しますか。（3つまで○）

問15（複数回答）n=338

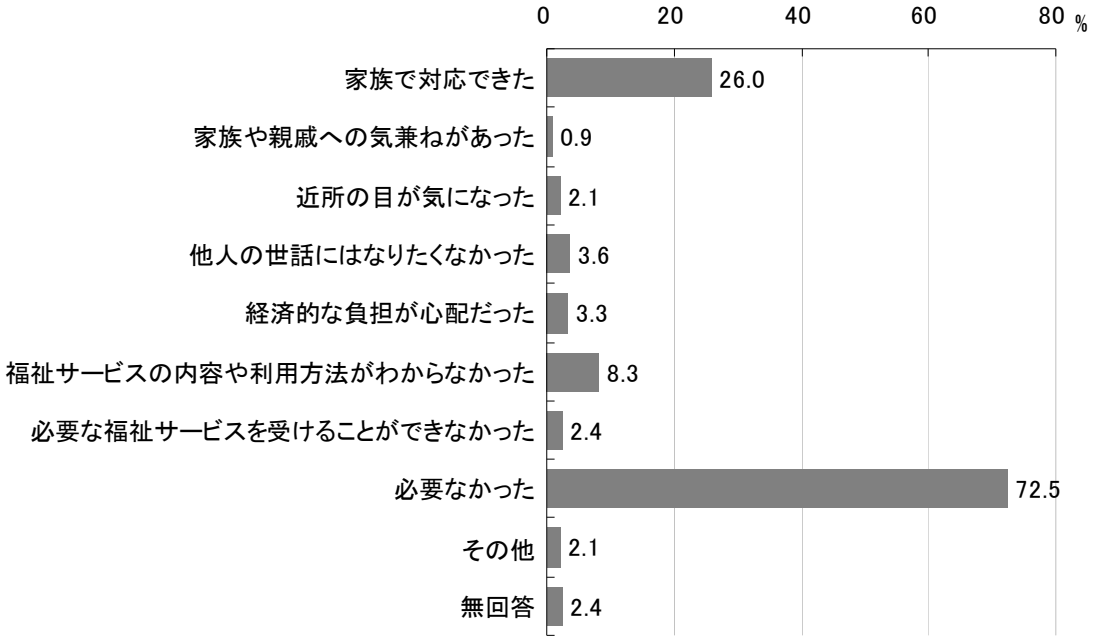

問 16　あなたは、自分あるいは家族のことに必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているとお考えですか。（ひとつだけ○）

問16（単数回答）n=534

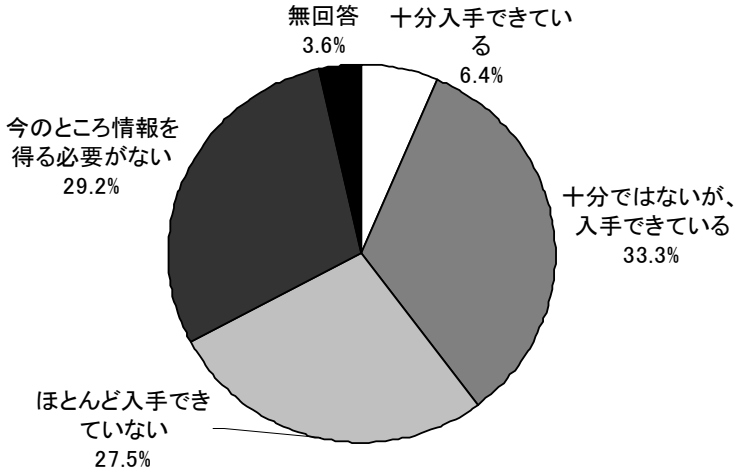

問 16 で、「1　十分入手できている」、「2　十分ではないが、入手できている」と回答したかたにお聞きします。

問 17　あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。（あてはまるものすべてに○）

問17（複数回答）n=212

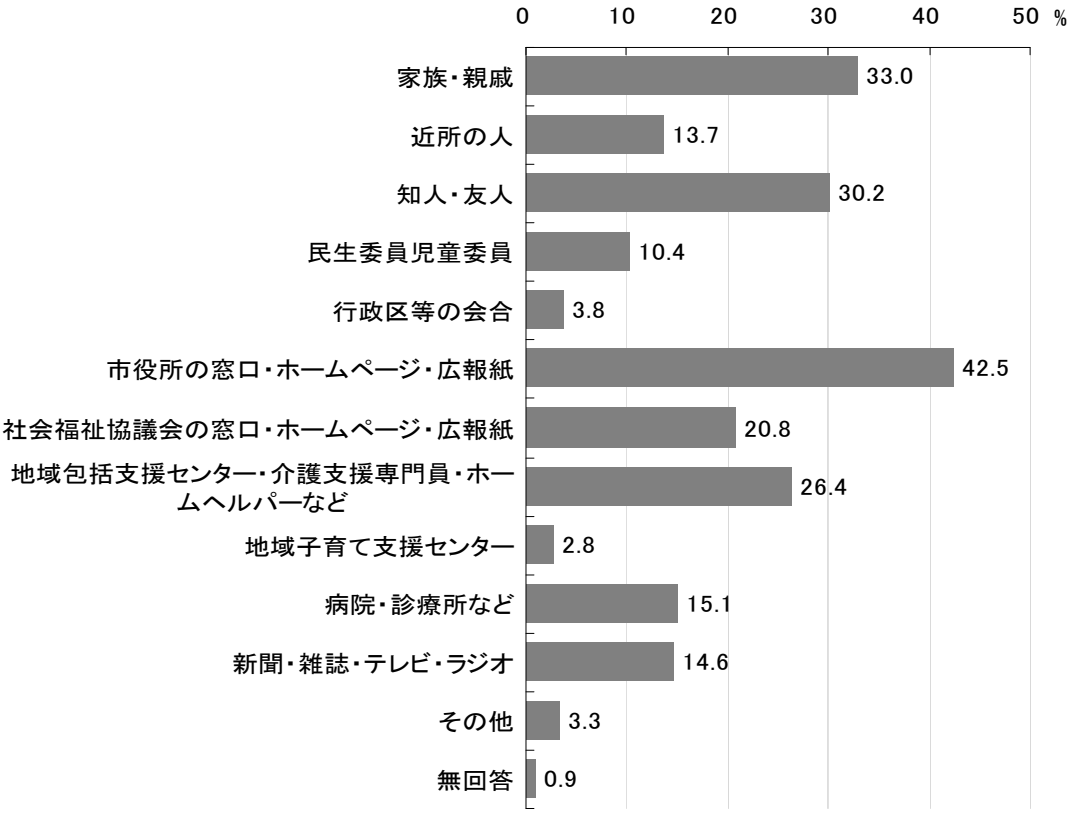

問 16 で、「３　ほとんど入手できていない」、「４　今のところ情報を得る必要がない」と回答したかたにお聞きします。

問 18　その理由は、下記のどちらに該当しますか。（あてはまるものすべてに○）

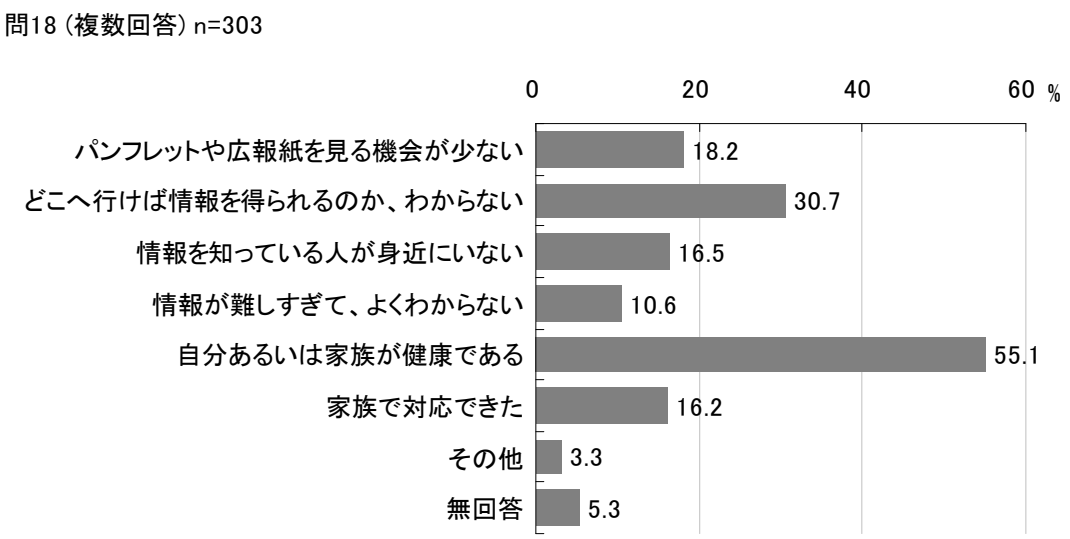

４．地域の活動・ボランティア活動などについておたずねします。

問 19　あなたは、地域の福祉推進に向け活動している社会福祉協議会という組織を知っていますか。（ひとつだけ○）

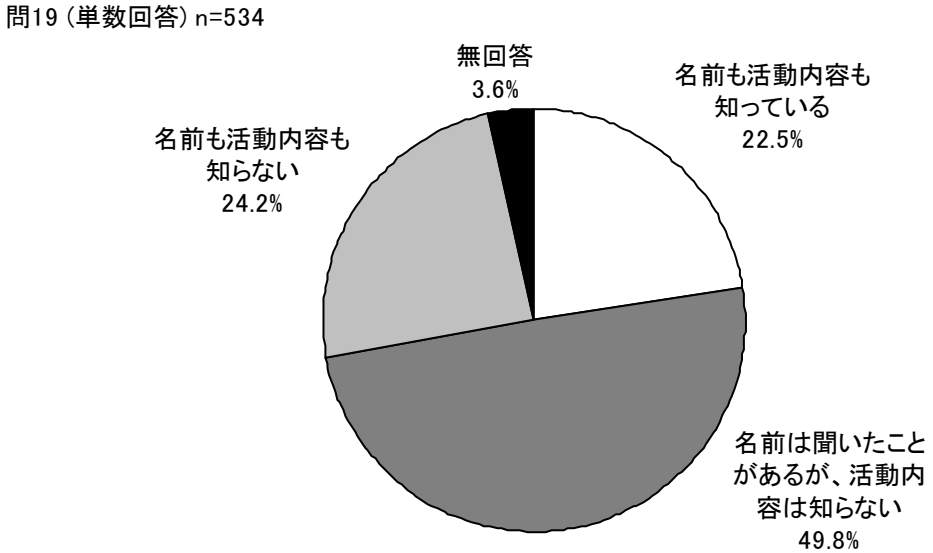

問 20　あなたは、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に取り組んでいますか。（ひとつだけ○）

問20（単数回答）n=534

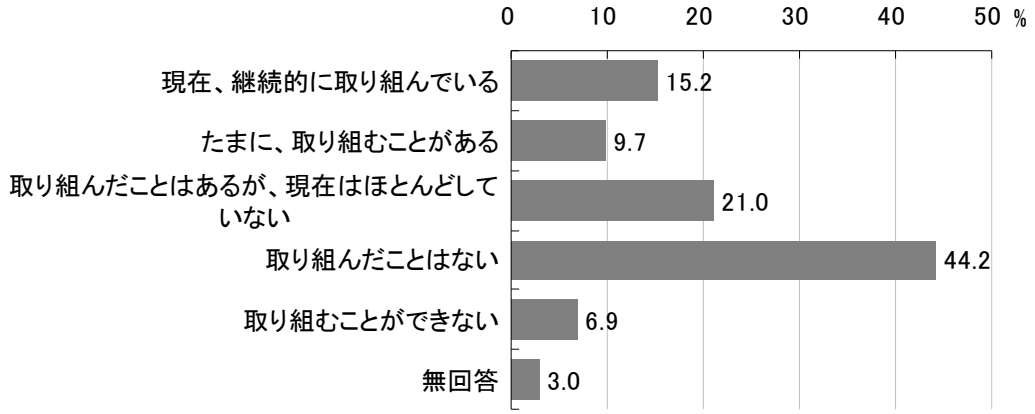

問 20 で、「１　現在、継続的に取り組んでいる」、「２　たまに、取り組むことがある」、「３　取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」と回答したかたにお聞きします。

問 21　あなたは、どのような活動に取り組んでいますか、または過去に取り組んでいましたか。（あてはまるものすべてに○）

問21（複数回答）n=245

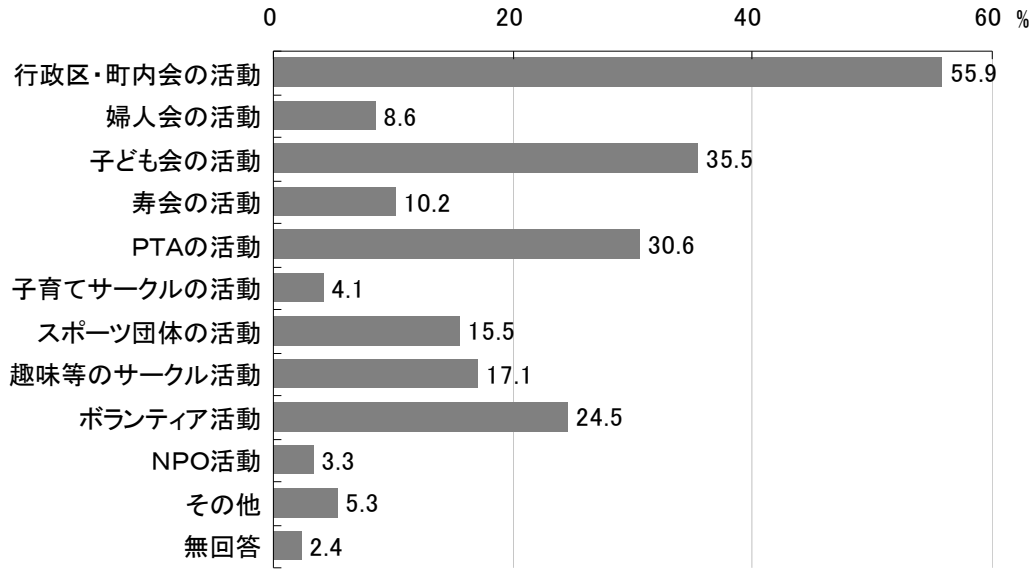

問 20 で、「４　取り組んだことはない」、「５　取り組むことができない」と回答したかたにお聞きします。

問 22　あなたが活動していない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

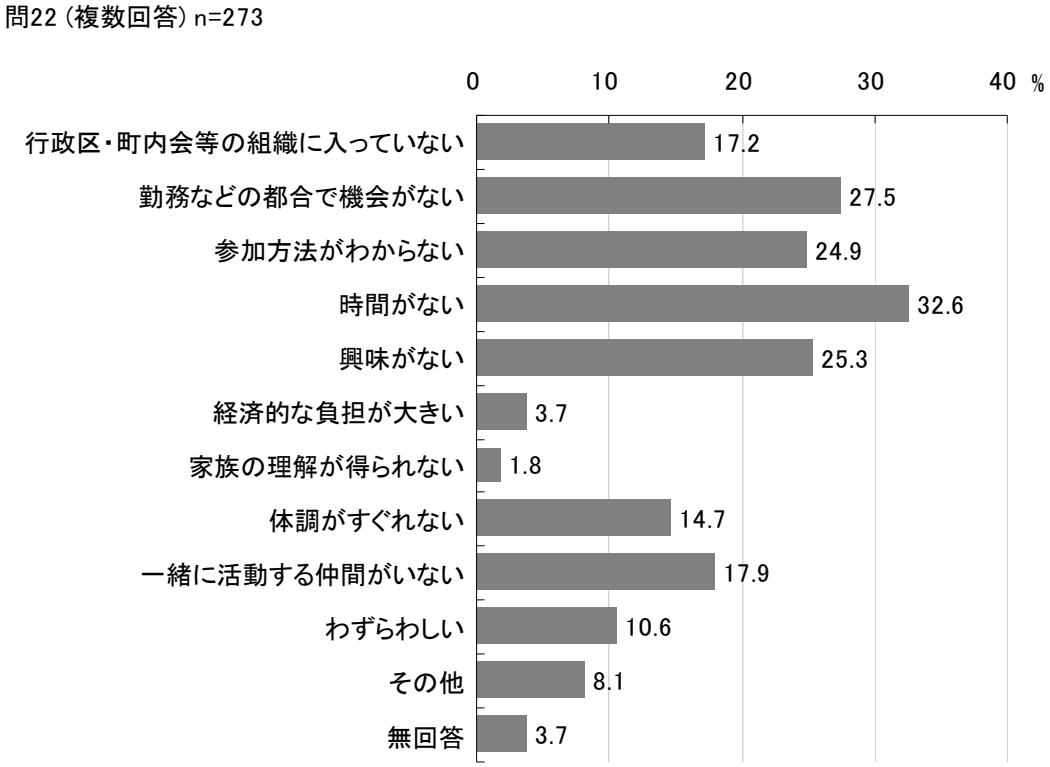

問 23　あなたは、今後、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種支援活動等に、どの程度取り組んでいきたいと考えていますか。（ひとつだけ○）

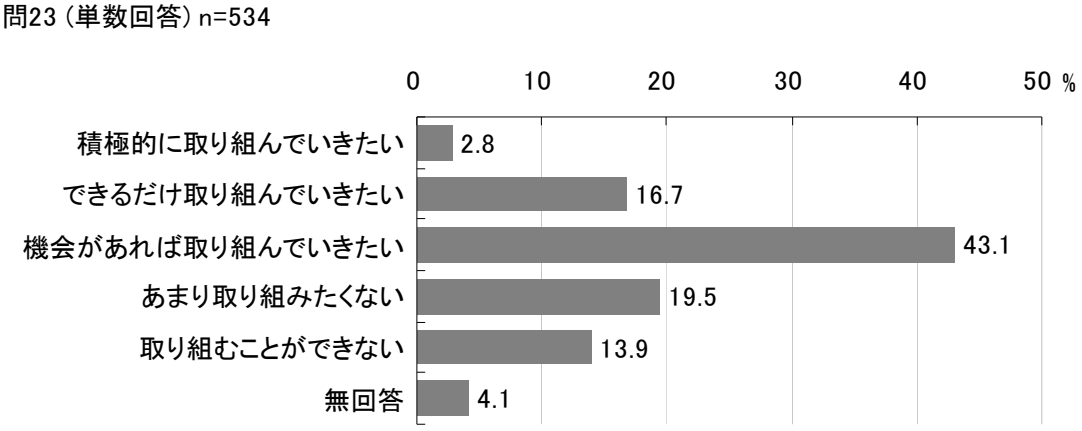

問 23 で、「1　積極的に取り組んでいきたい」、「2　できるだけ取り組んでいきたい」、「3　機会があれば取り組んでいきたい」と回答したかたにお聞きします。

問 24　どのような条件であれば、活動・参加したいと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

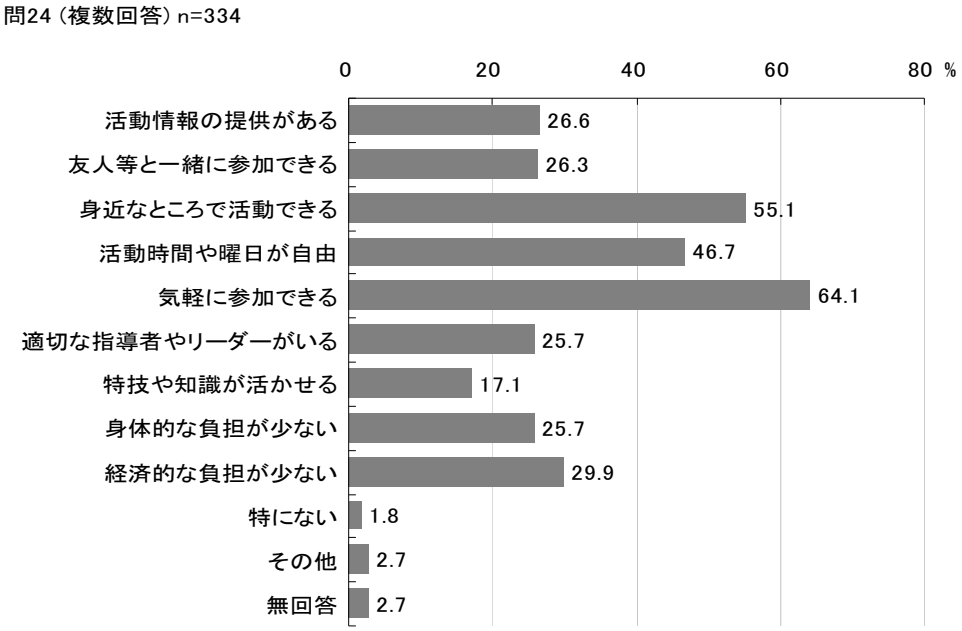

問 23 で、「1　積極的に取り組んでいきたい」、「2　できるだけ取り組んでいきたい」、「3　機会があれば取り組んでいきたい」と回答したかたにお聞きします。

問 25　あなたが今後してみたい地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種支援活動等はどのような活動ですか。（3つまで○）

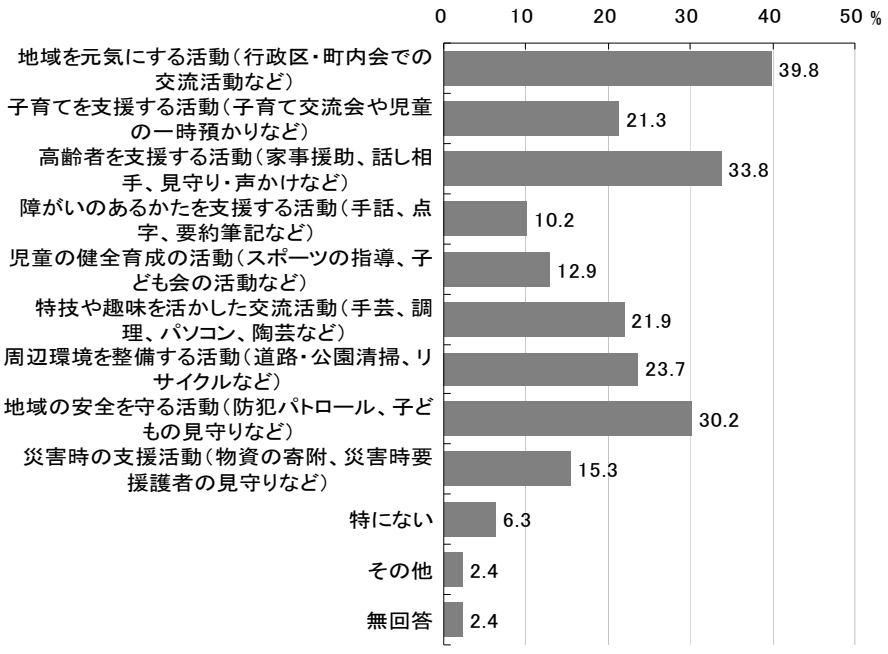

問 26　地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。（３つまで○）

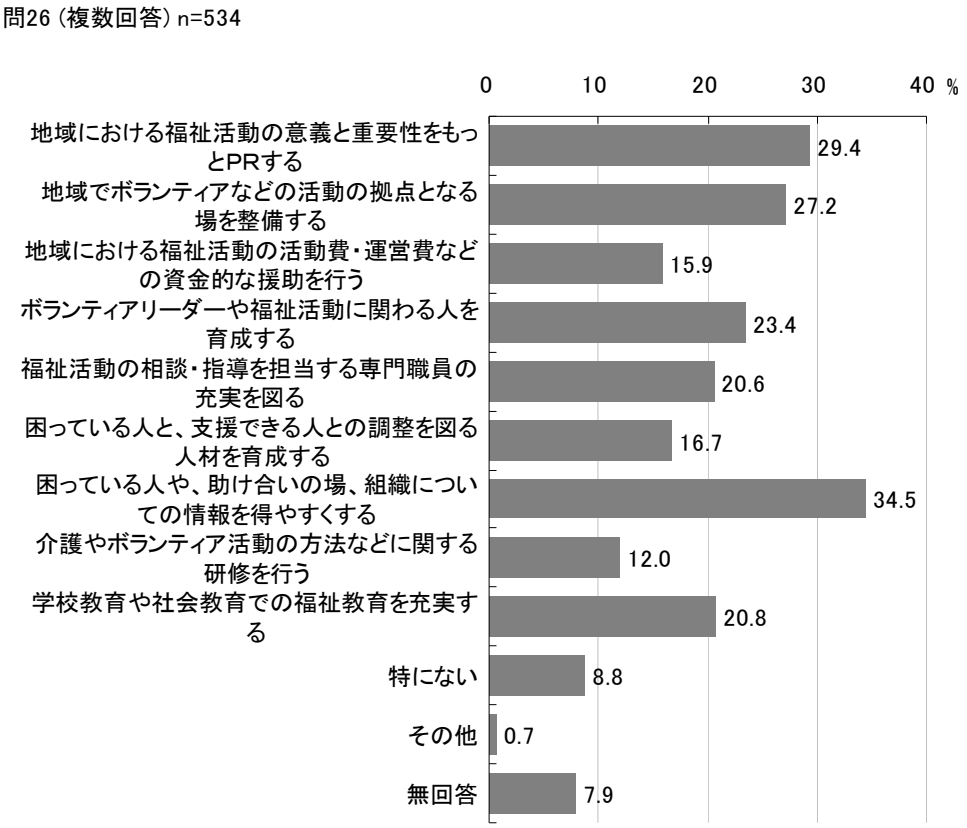

５．これからの保健福祉施策などについておたずねします。

問 27　あなたは、館林市の「福祉サービス」について、どのように感じていますか。（あてはまるものすべてに○）

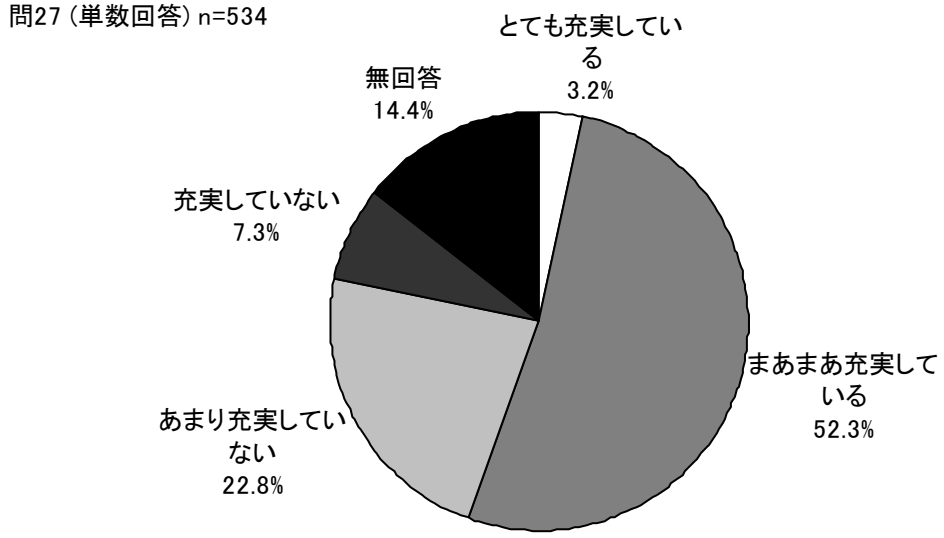

問 28　これからの福祉の担い手について、あなたが重要と考える人材・団体は、下記のどちらですか。（３つまで○）

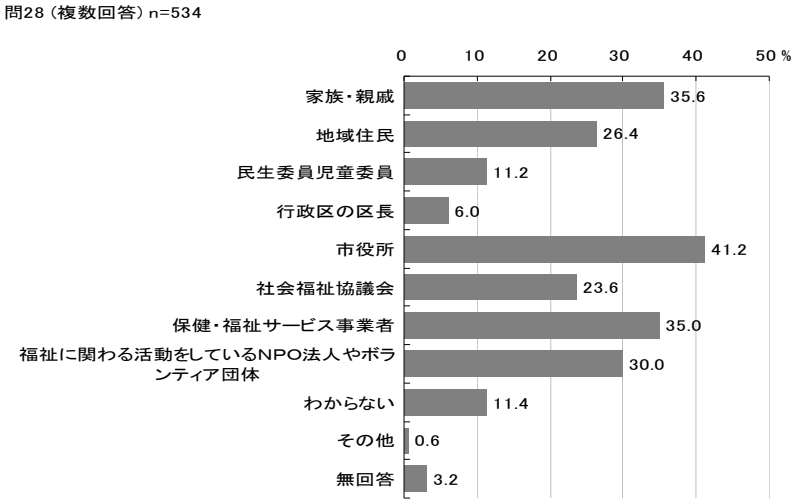

問 29　館林市の保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取り組みは下記のどちらですか。（３つまで○）

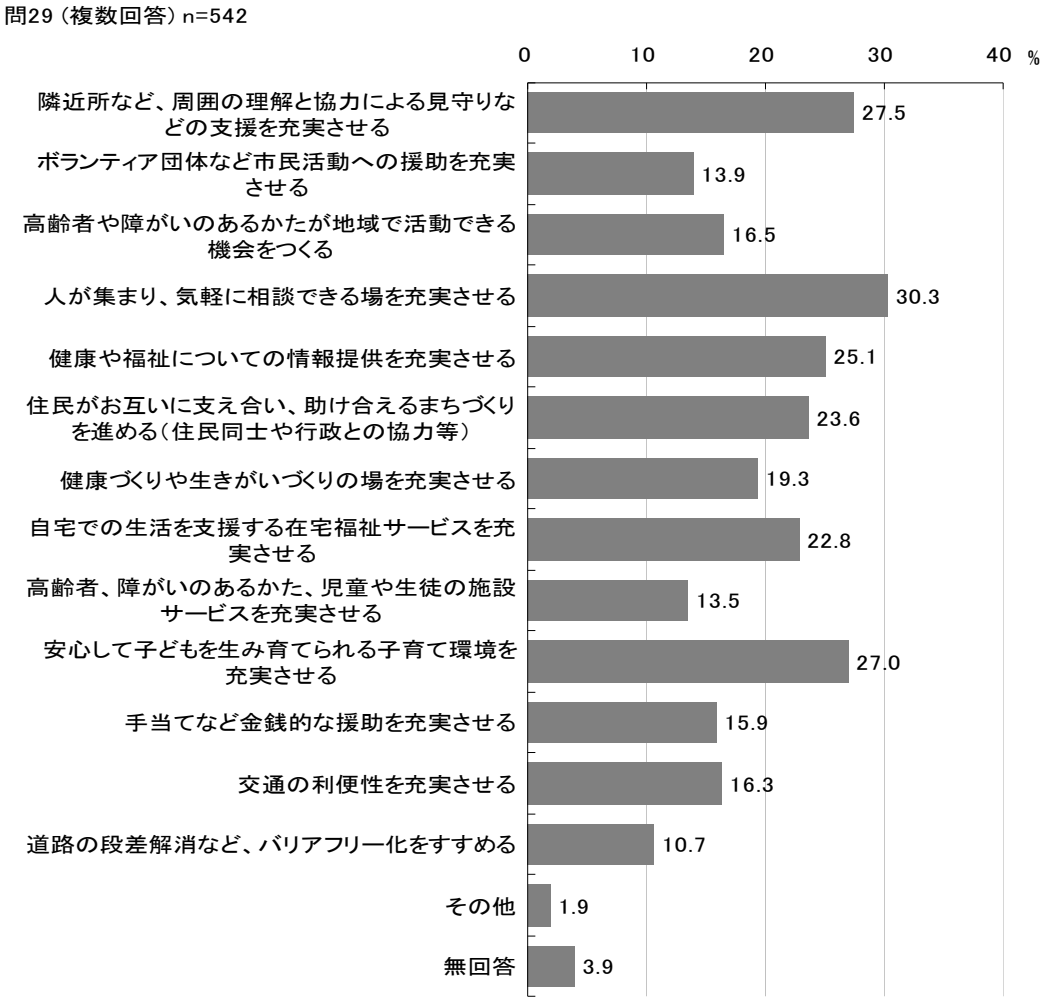

６．総合福祉センターの利活用についておたずねします。

問 30　あなたは、総合福祉センターが有効活用されるためには、どのような目的で活用されていくことが望ましいとお考えですか。（あてはまるものすべてに○）

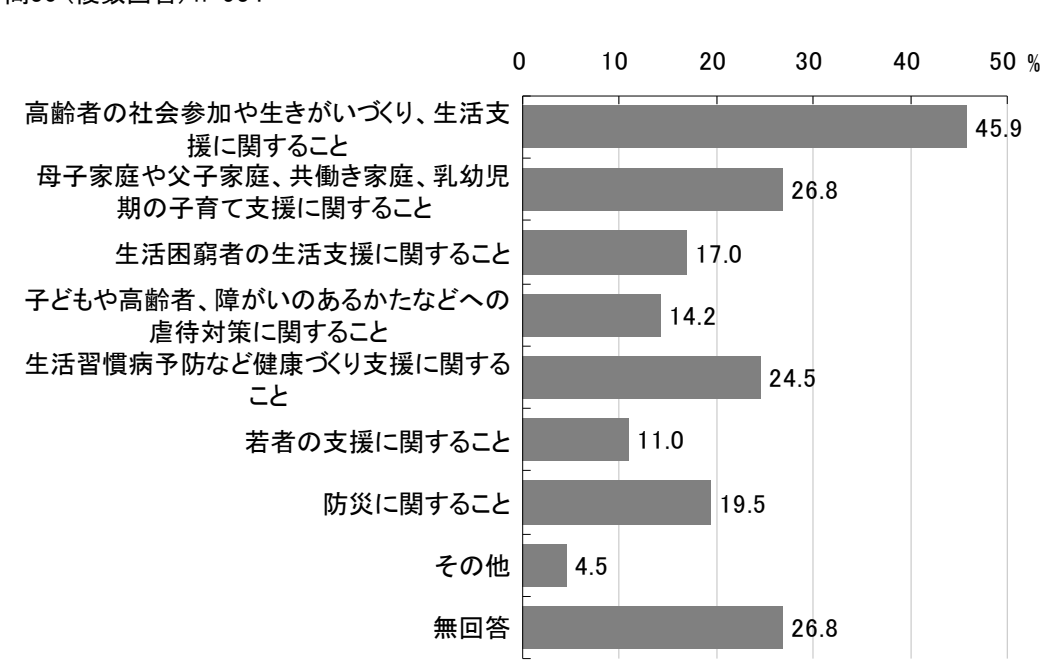

※集計上１００％にならない場合があります。

社会福祉法人館林市社会福祉協議会　事業経歴

年月日	内　　容
◇昭和29年5月1日	・１町７か村の合併により、任意団体として館林市社会福祉協議会が発足
	・心配ごと相談所設置
	・小口生活資金貸付事業開始
◇昭和44年2月18日	・厚生大臣より法人認可
◇昭和44年3月14日	・法人設立登記
◇昭和57年7月1日	・事務局長の専任化
◇昭和58年4月1日	・老人福祉センター運営管理、ホームヘルパー派遣事業の受託
	・会員会費（一般、賛助、特別、法人）制度の導入
	・交通遺児育英資金給付事業開始
◇昭和58年10月27日	・企画委員会・財政委員会・広報委員会の設置
◇昭和59年6月1日	・歩行補助車購入費補助事業の開始
◇昭和59年6月20日	・ゲートボール場敷砂購入費補助事業の開始
	・電話ファックス装置貸与事業の開始
◇昭和60年4月1日	・移動入浴サービス事業の受託
	・地域福祉活動推進モデル事業の開始
	・福祉協力校指定事業の開始
	・在宅ひとり暮らし高齢者等給食（会食）サービス事業の開始
	・福祉まつり事業の開始
	・奉仕者養成講習会事業の受託
	・群馬県共同募金会館林市支会移管
◇昭和60年9月1日	・盲人ガイドヘルパー派遣事業の開始
◇昭和61、62年度	・国庫補助「ボラントピア事業」の指定
◇昭和61年4月1日	・会員会費制度の変更（賛助・特別の廃止）
	・高校生ボランティアスクールの開始

年月日	内　　容
◇昭和62年4月1日	・総合福祉センター建設積立の開始
	・心身障害児（者）キャンプのつどいの受託
	・寝具乾燥殺菌事業の受託
◇昭和62年6月13日	・おもちやの図書館設置
◇平成元年4月1日	・デイサービス事業の受託（市単）
	・総合相談（法律・結婚相談）の受託
	・在宅ひとり暮らし高齢者等給食（会食・配食）サービス事業の受託
◇平成2年4月1日	・在宅重度心身障害者等デイサービス事業の受託
◇平成3年度～7年度	・「地域福祉計画―前期基本計画―」の実施
	・国庫補助「ふれあいのまちづくり事業」の指定
◇平成4年4月1日	・在宅介護者リフレッシュ事業の開始
◇平成5年4月1日	・総合福祉センター運営管理の受託
	・事務局２係制の導入
◇平成6年4月1日	・デイサービスセンターの受託（国庫）
	・尿取りパット給付事業の受託
◇平成7年4月1日	・福祉モニター制度の開始
◇平成8年2月1日	・登録ホームヘルパー派遣制度の導入
◇平成8年度～平成12年度	・「地域福祉計画―後期基本計画―」の実施
◇平成8年4月1日	・一般会費の変更（１口300円→500円）
	・手話通訳者派遣事業の受託
◇平成8年7月1日	・高根つつじ野ふれあいサロンの設置
◇平成9年4月1日	・館林市ボランティアセンターの設置
◇平成10年6月29日	・収益事業（売店）の認可
◇平成11年10月1日	・地域福祉権利擁護事業の受託
◇平成12、13年度	・「地域福祉計画策定モデル地区」指定（全社協）
◇平成12年度～16年度	・「新地域福祉活動計画」の実施

年月日	内　　容
◇平成12年4月1日	・介護保険事業に参入（居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護）
	・基幹型在宅介護支援センターの受託
	・福祉作業所の受託
◇平成12年7月1日	・住民参加型在宅福祉サービス（ふれあいサービス）事業の開始
◇平成13年3月27日	・理事定数の変更認可（１５名→１７名）
◇平成14年4月1日	・福祉サービス利用者苦情解決制度の開始
◇平成14年10月1日	・住民参加型在宅福祉サービス（一時託児所）事業の開始
◇平成15年4月1日	・障害者の支援費制度(居宅介護事業）開始
	・事務局グループ制（２グループ）の導入
◇平成15年4月16日	・理事定数の変更認可（１７名→１８名）
◇平成16年度～20年度	・第三次地域福祉活動計画の実施
◇平成16年4月1日	・高額療養費資金貸付制度の開始
◇平成16年5月1日	・精神障害者の在宅介護事業開始
◇平成16年5月17日	・手話通訳者の設置
◇平成17年4月25日	・館林市心身障害児通園事業の受託
◇平成17年5月1日	・担当理事制度の開始
◇平成18年4月1日	・総合福祉センター指定管理の指定
	・地域型在宅介護支援センターの受託
	・事務局３グループ制の導入
◇平成18年10月1日	・障害者自立支援法に基づく事業の指定
	居宅介護事業の開始
	館林市心身障害児通園事業の開始
	一般乗用旅客自動車運送事業の開始
◇平成20年4月1日	・事務局係制（３係制）の導入
◇平成20年9月26日	・書面表決の変更認可
◇平成21年度～平成25年度	・第四次地域福祉活動計画の実施

年月日	内　　容
◇平成22年4月1日	・事務局課制(３課６係制)の導入
◇平成22年2月22日	・マスコットキャラクター「た～てん」誕生
◇平成23年3月4日	・理事定数(１８名→１５名)及び評議員定数(４０名→３６名)の変更認可
◇平成23年4月1日	・総合福祉センター指定管理の再指定
◇平成24年2月28日	・事業名称等の変更認可
◇平成24年3月31日	・老人福祉センター受託終了
◇平成24年4月1日	・小規模作業所の館林市福祉作業所から地域活動支援センターへ変更
◇平成25年4月1日	・指定障害福祉サービスの児童デイサービスから児童発達支援事業の障がい児通園事業に変更
◇平成25年10月1日	・ファミリーサポートセンターの受託　事業開始
◇平成26年3月31日	・地域活動支援センター（福祉作業所）　受託終了
◇平成26年3月31日	・在宅重度心身障害者等デイサービス　受託終了
◇平成26年3月31日	・児童発達支援（障がい児通園事業すくすく）　受託終了

館林市社会福祉協議会マスコットキャラクター「た～てん」

館林市社会福祉協議会
第五次 地域福祉活動計画

平成２６年３月発行

【発行】社会福祉法人　館林市社会福祉協議会

〒３７４－００４３

館林市苗木町２４５２－１

電話　０２７６－７５－７１１１

FAX　０２７６－７５－８１１１

E-mail　tshakyo1@siren.ocn.ne.jp

ＵＲＬ　http://www5.ocn.ne.jp/～tshakyo/